

第 4 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成20年12月15日

開 会 中

場 所 第 3 委 員 会 室

平成20年12月15日（月曜日）

午前10時1分開議

午前11時33分休憩

午前11時39分開議

午後0時54分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成20年度熊本県一般会計補
正予算(第3号)議案第9号 平成20年度熊本県病院事業会
計補正予算(第1号)

報告第1号 専決処分 of 報告について

請第24号 認可外保育施設に通う子どもの
ための助成金に関する請願閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に
ついて

報告事項

①自然保護課職員による不適正な経理処
理に係る調査報告について②「浮遊粒子状物質中のイオン成分等調
査による汚染原因解明」に関する研究
結果について③県立天草養護学校におけるシアン検出
事案について④平成20年度ゴルフ場で使用された農薬
に関する水質調査結果について⑤熊本県知事の権限に属する事務処理の
特例に関する条例の一部を改正する条
例(案)の概要について⑥公共関与による管理型最終処分場の整
備について

⑦水俣病対策の状況等について

⑧「熊本県ひとり親家庭等自立促進計画」
の策定状況について⑨「第4期熊本県高齢者ががやきプラン」
の策定状況について

⑩「第2期熊本県障がい福祉計画」の策

定状況について

⑪熊本県くすのき園入所者の事故につい
て⑫長寿医療制度（後期高齢者医療制度）
の施行状況について⑬新型インフルエンザ対策の取組みにつ
いて⑭熊本県知事の権限に属する事務処理の
特例に関する条例の一部を改正する条
例(案)の概要について⑮くまもとの夢4カ年戦略(案)の概要
について

出席委員（8人）

委員長 重村 栄

副委員長 小早川 宗弘

委員 中原 隆博

委員 平野 みどり

委員 大西 一史

委員 城下 広作

委員 船田 公子

委員 山口 ゆたか

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 森枝 敏郎

次長 林田 直志

次長 坂田 正充

次長 東 明正

首席健康福祉審議員兼

健康福祉政策課長 岡村 範明

社会福祉課長 坂田 憲久

少子化対策課長 吉田 勝也

高齢者支援総室長 岩田 宣行

高齢者支援総室副総室長 江口 満

高齢者支援総室副総室長 橋 本 博 之
 障害者支援総室長 前 田 博
 障害者支援総室副総室長 米 満 譲 治
 障害者支援総室副総室長 西 岡 由 典
 医療政策総室長 高 橋 雄 二
 医療政策総室副総室長 末 廣 正 男
 首席医療審議員兼
 健康づくり推進課長 中 田 榮 治
 健康危機管理課長 牧 野 俊 彦
 薬務衛生課長 木 下 政 治
 環境生活部
 部 長 村 田 信 一
 次 長 江 副 健 二
 次 長 駒 崎 照 雄
 次 長 中 山 寛
 環境政策課長 植木野 史 貴
 環境政策監兼
 環境立県推進室長 森 永 政 英
 環境保全課長 福 留 清 秀
 水環境課長 小 嶋 一 誠
 自然保護課長 久 保 尋 歳
 廃棄物対策課長 山 本 理
 廃棄物公共関与政策監兼
 公共関与推進室長 山 口 洋 一
 首席環境生活審議員兼
 水俣病保健課長 谷 崎 淳 一
 水俣病審査課長 田 中 彰 治
 食の安全・消費生活課長 山 地 あつ子
 消費生活政策監兼
 消費生活センター長 辻 本 英 子
 交通・くらし安全課長 高 野 利 文
 人権同和対策課長 佐 藤 幸 男
 人権センター長 福 岡 耕 治
 病院局
 病院事業管理者 若 本 隆 治
 総務経営課長 向 井 康 彦
 事務局職員出席者
 議事課課長補佐 中 村 時 英
 政務調査課課長補佐 武 田 正 宣

午前10時1分開議

○重村栄委員長 皆さんおそろいのご
 ざいますので、始めさせていただきます。

ただいまから第4回厚生常任委員会を開会
 いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出
 がありましたので、これを認めることにいた
 しました。

次に、本委員会に付託された議案等を議題
 とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について、執行部の説明を求
 めた後に、一括して質疑を受けたいと思いま
 す。

また、本日の説明等を行われる際、執行部
 の皆さん方は、着座のままでも結構ございま
 す。

それでは、初めに、村田環境生活部長から
 総括説明を、続いて、担当課長から順次説明
 をお願いいたします。

村田部長。

○村田環境生活部長 着座のままでもなん
 ですので、冒頭だけ。

議案の説明に先立ちまして、まず、先般私
 どもの環境生活部で判明いたしました不適正
 経理処理の問題につきまして申し述べさせて
 いただきます。

不適正経理は、公金を預かる者として決し
 てあってはならないこととございます。県民
 の皆様の県への信用を失墜させ、県議会並び
 に厚生常任委員会の皆様初め県民の皆様方に
 心からおわびを申し上げます。

私自身、環境生活部の管理監督者として責
 任を痛感いたしております。今後このような
 ことが二度と起きないように、職員一丸となっ
 て、信頼回復に向け全力を挙げてまいります。
 後ほど部内調査の結果につきまして御報告を
 申し上げることといたしておりますので、よ
 ろしくお願い申し上げます。

それでは、着座のまま説明を以降させていただきます。

今回御提案申し上げます議案は、予算関係1議案でございます。

第1号議案の一般会計補正予算でございますが、総額900万円余の増額補正をお願いいたしております。

主な内容といたしましては、消費者問題に関する被害救済や事故の再発拡大防止のさらなる充実と迅速化を図るため、消費生活センターを県庁舎へ移転する経費等を計上いたしております。ほかに、平成21年4月1日から業務を開始する委託事業につきまして、3月中に入札等の事務手続を終える必要がございますので、1,900万円余の債務負担行為の設定をお願いいたしております。これによりまして、環境生活部の補正後の予算総額は、一般会計と特別会計合わせまして、205億2,300万円余となります。

次に、水俣病につきまして御報告をいたします。

水俣病問題につきましては、去る11月に、県議会水俣病対策特別委員会の正副委員長が、環境大臣を初めとする関係者を訪問して新たな救済策の早期実現を訴えられるなど、力強い御支援をいただいております。

また、チッソに対する来年度以降の支援スキームのあり方につきまして、6月の県議会における意見書を踏まえ、現在環境省等と協議を始めております。

先週の金曜日でございましたが、今週木曜日18日に、閉会日でございますけれども、与党PTが開催される旨通知がございました。議題は、当面の課題についてということで詳しい情報はわかっておりませんが、議会から西岡特別委員長、それから執行部から副知事と私が出席して協議をしてみたいと思っております。

今後とも、県議会と一体となって、国の関係機関と連携しながら、救済策の早期実現に

向けて各方面の理解が得られますよう、引き続き精いっぱい努力してまいります。

このほか、冒頭に申し上げました自然保護課職員による不適正な経理処理に係る調査報告についてなど、7件について御報告させていただくことといたしております。

以上が今回御提案申し上げます議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○小嶋水環境課長 おはようございます。水環境課でございます。

それでは、委員会の説明資料4ページをお願い申し上げます。

債務負担行為の設定でございます。

事柄といたしましては、来年度の海域におきます水質環境調査業務でございます。

海域におきます水質環境調査業務は、水濁法の15条に基づきまして、公共用水域の常時監視を行っている事業の一環でございます。毎年3月末に水質測定計画を策定いたしまして、4月以降、年間を通して調査を行っているところでございます。

毎年度、調査結果につきましては、翌年度の9月議会で報告をさせていただいております。

この調査の中で、採水及び水質分析業務につきましては、従来から、調査期間が4月1日からとなることから債務負担行為の設定をお願いするものでございます。期間は平成21年度、限度額は1,980万1,000円でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山地食の安全・消費生活課長 食の安全・消費生活課でございます。

委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

消費者行政推進費でございますが、309万4,

000円の増額補正をお願いいたしております。

内容は、現在水道町にございます消費生活センターを県庁舎内に移転するための引っ越し費用、専用回線移設費用等でございます。

消費生活センターは、今年度より企画部門を統合し、当課の課内室となりましたが、県庁舎内へ移転することにより、関係各課との連携をさらに強化し、一層きめ細かな相談対応や被害の再発拡大防止のためのさらなる施策の推進を図ってまいります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤人権同和対策課長 おはようございます。人権同和対策課でございます。

資料の3ページをお願いいたします。

社会福祉総務費でございますが、669万円余の増額をお願いしております。

これは、地域住民の生活環境などの安定向上を図るために、市町村が実施主体となっていく施設整備事業に対する補助事業でございます。

今回の要求は、小国町が実施します道路の整備でございます。現在、2メートルあるいは3メートルぐらいの幅員の道路がございます。袋小路状態になっておりますけれども、この改良によりまして、4メートル以上に拡幅し、袋小路状態が解消するということでございます。

本事業は、国、市町村が2分の1ずつ負担するものでありまして、本県の負担はございません。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○重村栄委員長 次に、森枝健康福祉部長に総括説明を、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

森枝健康福祉部長。

○森枝健康福祉部長 議案等の概要説明に先

立ち、新型インフルエンザ対策につきまして御報告させていただきます。

新型インフルエンザ対策につきましては、日本社会全体の危機管理の問題として、あらゆる分野で、広域的かつ早急な対応が求められている大きな課題であると認識しております。

本県では、国と連携しながら、医療体制の整備、公衆衛生上の対策及び社会経済活動維持の対策に取り組む必要があると考えており、これまで、行動計画の策定、机上訓練の実施や抗インフルエンザウイルス薬タミフルの備蓄などの取り組みを進めてきたところであります。今後は、市町村、企業、学校等に対する情報提供及び準備の要請、家庭における感染防止策の普及啓発などに取り組んでまいります。

県としては、発生時の感染拡大をできるだけ抑え、社会的な混乱を最小限にするため、庁内体制の充実強化を図るとともに、できるだけ早く医療、消防、公共交通、商工関係などの団体等を含めた県全体での体制の構築や対応策の確立など、取り組みの強化、スピードアップを図ってまいります。

続きまして、本議会に提案しております健康福祉部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しておりますのは、予算関係1議案、報告1議案の合計2議案でございます。

まず、第1号議案の平成20年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額1億6,100万円余の増額補正をお願いいたしております。

その主な内容は、新型インフルエンザ対策費として、入院患者を受け入れる医療機関の医療従事者用感染防護服の整備に要する経費の補助等に伴う増及び平成19年度国庫補助事業の精算に伴う国への返納金であります。

これによりまして、健康福祉部の補正後の予算総額は、一般会計と特別会計合わせまし

て、1,060億3,800万円余となります。

また、平成20年度から平成21年度への繰越明許費としまして、老人福祉施設整備事業等で、総額4億4,600万円余をお願いしております。

次に、報告第1号の専決処分の報告については、職員の公用車による公務出張中の交通事故に関し、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、車両所有者と県との間で和解することについて専決処分を行った件につきまして御報告するものであります。

このほか、熊本県ひとり親家庭等自立促進計画の策定状況についてなど、8件につきまして御報告させていただくこととしております。

なお、平成20年9月22日に、県立障害者支援施設熊本県くすのき園で、送迎バスの乗降リフトで降車中に発生した死亡事故については9月議会において報告いたしました。12月8日、宇城警察署が、業務上過失致死の疑いで、同園園長並びに担当職員を熊本地方検察庁に書類送検しました。

後ほど改めて担当課から御報告申し上げますが、県といたしましては、県立の施設でこのような死亡事故が起き、関係者が書類送検されたことを重く受けとめ、事故の再発防止に向け万全を期してまいります。

また、今回の事故を踏まえ、県内の各種施設等につきましても、なお一層安全管理の徹底を呼びかけてまいります。

以上が今回提案いたしております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係各総室長・課長から説明させていただきますので、よろしく御願い申し上げます。

○岡村健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

お手元の資料の6ページをお願いいたします。

社会福祉総務費で41万4,000円の増額補正

をお願いしております。これは、介護福祉士や社会福祉士の資格取得を目指す学生に対しまして貸し付けをいたしました修学資金に関する精算返納金でございます。

貸付金の返還につきましては、県内におきまして指定する業務に一定期間従事をいたしますと免除することができるということになっておりますけれども、今回お願いしておりますのは、御本人の都合によりまして介護福祉士等の業務に従事しなかったり、あるいは従事期間が短かったりということで返還されました貸付金の2分の1に当たる国庫相当分を国に返納するものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

例年2月議会で設定をしております繰越明許費についてでございますが、今回、全庁的な取り組みといたしまして、12月議会での提案を行っておりますので、まず、その趣旨等につきまして若干説明させていただきます。

繰越明許費につきましては、これまで、翌年度に繰り越しが必要となる事業費を見きわめた上で、2月補正予算とあわせて設定を行っていたところでございます。しかしながら、12月議会で繰越明許費の設定を行うことによりまして、例えば土木工事などにおいて、やむを得ない事情で繰り越しを余儀なくされている工事の早期発注あるいは早期完了が可能となることから、財政課と関係課で繰り越し設定の時期について協議をいたしまして、今年度から12月議会で設定させていただくというところでお願いしたものでございます。

なお、従来繰越明許費につきまして設定いたします金額は、事業箇所単位で積み上げて設定をしておりましたけれども、現時点では金額を正確に見込むことが難しゅうございますので、積み上げが可能なもの以外は、過去の実績等を用いて概算で設定をさせていただいております。

ここに、7ページにあります健康福祉部におきましては、民生費のうち、老人福祉施設

や障がい者福祉施設整備といった社会福祉費で4億2,100万円、それから放課後児童クラブ施設整備などの児童福祉費で2,500万円をお願いしているところがございます。

続きまして、資料、飛びまして恐縮でございますが、14ページをお願いいたします。

専決処分の報告でございます。

交通事故にかかわる和解及び損害賠償額の決定についてでございます。

15ページの事故の概要をごらんいただきたいと思っております。

これは、ことし6月6日、球磨地域振興局保健福祉環境部の職員が、球磨郡多良木町に公用車で出張中、目的場所を示した地図に気をとられまして、進行方向の信号が赤に変わったことに気づくのがおくれまして、前の車両に続いて交差点に進入をいたしましたため、進行方向右側の町道から走行してまいりました相手方車両が公用車右側面に衝突し、両車両とも損傷したものでございます。

この事故に関しまして、県の賠償額25万円といたしまして和解することの専決処分を行いましたので、その報告を行うものでございます。

公用車は任意保険に加入しておりまして、損害賠償額は全額保険会社から支払われており、また、職員に対します求償権につきましては、熊本県交通事故損害賠償審査会におきまして不行使と決定されたところでございます。

なお、県職員の氏名を議案に記載することにつきましては、これまで総務部中心に検討を行ってきておりますけれども、個人情報保護条例との関係から、来る12月19日に開催予定の個人情報保護制度審議会におきまして意見を求めることといたしておりまして、その意見を受けまして結論を得ることとなっております。そのため、今回は従来どおりの議案内容となっておりますところでございます。

職員の交通事故の防止に向けましては、これまでさまざまな取り組みをやってまいりましたけれども、なお一層の効果的な防止策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○坂田社会福祉課長 説明資料の8ページでございます。

遺家族等援護費でございます。202万6,000円の増額をお願いいたしております。

内容は、説明欄に記載しておりますけれども、死亡診断書の整理事務に要する経費でございます。

旧軍人、軍属、それから準軍属が戦争によりまして亡くなられた場合、遺族に遺族年金、それから特別弔慰金等を支給いたしております。遺族に年金等を支給するに当たりましては、死亡内容が年金の支給事由である死因によるものかの確認が必要で、現在、これについては、市町村あるいは法務局に保管しております死亡届についております死亡診断書、そういったもので確認をいたしております。

この届け出は、戸籍法上は保存年限が27年ですけれども、こういった裁定事務に必要なため引き続き市町村で保管されておりますけれども、市町村の保管能力が限界に来ているということで、今回、厚生労働省からの依頼により、死亡診断書を関係簿冊から抜き出し製本し、再度法務局に保管するものでございます。その作業に要する経費で、全額国庫でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○吉田少子化対策課長 少子化対策課でございます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

児童福祉総務費で272万8,000円の増額補正のうち、右の説明欄1. 保護事務費18万8,000円につきましては、国が本年度新たに臨時

的に実施することとなりました児童養護施設等の入所児童に対する社会的養護ニーズ把握調査に係る経費でございまして、全額国庫となっております。

また、2. 国庫支出金返納金の254万円につきましては、母子家庭等に支給されます児童扶養手当に係る19年度国庫支出金の確定に伴います精算返納金でございまして。

下段、児童福祉施設費の1. 児童一時保護所費1,018万7,000円につきましては、児童虐待等によりまして子供の保護を行うケースにおいて、児童養護施設等への入所に対しまして保護者の同意が得られない場合、施設に一時保護の委託を行います経費、さらには一時保護を行いました児童の疾病による入院等の医療費でございまして、それらの件数の増加による増額でございまして。

以上、合計1,291万5,000円の増額をお願いしております。

御審議をよろしくお願い申し上げます。

○前田障害者支援総室長 障害者支援総室でございまして。

10ページをお願いいたします。

社会福祉総務費の1の社会福祉諸費でございまして、(1)から(3)は、障害者自立支援法の特別対策等に基づく基金事業でございまして。

(1)の障害福祉サービス事業者等激変緩和事業でございまして、この事業は、サービス報酬の90%保障と通所施設等が利用者を送迎する場合にその送迎経費を補助する2つの事業がございまして、今回は、送迎費の補助について所要額の見込み調査を行いまして、その結果に基づいて減額補正を行うものでございまして。

続きまして、(2)の障害者自立支援法移行支援事業でございまして。

この事業の最初のポツでございまして、最初のポツは、既存施設を新体系の事業所に向

け改修を行う場合、改修費の補助を行うものでございまして。今回、28カ所の施設を新たに予定をしておるところでございまして。

次の2番目のポツでございまして、利用者が施設外の企業等で就労訓練を受ける場合に、利用者に同行する施設職員の人件費を補助するものでございまして。就労訓練等を受け入れる企業の確保が当初の見込みを下回ったために、減額の補正を行うものでございまして。

続きまして、(3)の障害者自立支援法緊急支援事業でございまして。

この事業は、相談事業を実施する市町村に補助するものでございまして、現在障害者ごとに分散している相談事業所を3障害の一元化や相談のワンストップの観点から、総合相談所として1カ所に一元化する場合に必要な整備費を補助するものでございまして。

しかしながら、一元化によって逆に遠距離になる不便等の意見や相談事業所間との調整などに時間を要している状況もありまして、今回、その分減額補正を行うものでございまして。

なお、今回の(1)、(3)の基金事業の減額補正分につきましては、(2)の新体系へ移行する施設の整備費に振りかえていくものでございまして。

次に、11ページの2の国庫支出金返納金でございまして、これは、精神障害者通院医療費の平成19年度の交付確定に基づく返納金でございまして。

次に、精神保健費の国庫支出金返納金でございまして、精神障害者措置入院費の19年度の交付確定に基づく返納金でございまして。

以上でございまして。よろしくお願いいたします。

○中田健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございまして。

資料の12ページをお願いいたします。

まず、社会福祉総務費でございまして。

1の国庫支出金返納金は、身体障害児等への医療費の給付を行う育成医療費の国庫負担金について、平成19年度の事業実施の結果、返納の必要が生じたために国に返納するものでございます。

次に、公衆衛生総務費でございます。

1の国庫支出金返納金につきましても、原爆障害者特別措置費等の交付金等について、平成19年度の事業実施の結果、返納の必要が生じたために国に返納するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○牧野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

資料13ページをお願いいたします。

まず、一番上、公衆衛生総務費でございますが、758万9,000円の増となっております。

これは、内容、右側の説明欄1でございますが、国庫支出金精算返納金の増でございますが、平成19年度に国から交付を受けました感染症予防事業などの国庫負担金、補助金の確定に伴い、国へ返納するものでございます。

それから、次の結核対策費でございますが、917万7,000円の増となっております。

内容は、説明欄1でございますが、結核患者医療費の増ということで、これは、入院勧告によりまして入院をされた患者の医療費等を公費負担するものでございますが、例年、過去の傾向から見込みを立てまして予算計上してございますが、今年度、上半期の実績を見まして当初の見込みを上回っております。そのため、下半期に不足が生じないように増額をお願いするものでございます。

それから、次の予防費でございます。4,898万円の増としてございます。

内容は、説明欄1にございます新型インフルエンザ対策費でございます。

これは、新型インフルエンザの入院患者を

受け入れる医療機関が、医療従事者用のマスク、ゴーグルなど、感染防護具のセットを備える経費に対しまして補助をするというものでございます。

新型インフルエンザの医療体制につきましては、現在、保健所が中心となって、圏域ごとに関係医療機関と協議を進めているところでございますが、この感染防護具につきましては、いずれにしても必要になるということで、国の経済対策補正予算に対応いたしまして、今回計上するというものとしてでございます。

今回、対象は、各地域の中核的な病院を中心といたしまして、40程度の医療機関を想定しております。

なお、新型インフルエンザ対策の取り組みの現状等につきましては、後ほど報告事項で報告したいと考えております。

以上で、課全体、6,574万6,000円の増でございます。よろしくお願いいたします。

○重村栄委員長 次に、若本病院事業管理者に総括説明を、続いて、担当課長から説明をお願いいたします。

○若本病院事業管理者 まず、議案の説明に先立ちまして、最近の県立こころの医療センターの運営状況につきまして御報告申し上げます。

まず、運営面ですが、当初の最重要課題でございます医師の確保につきましては、7月から1名の常勤医師を確保するとともに、県精神科病院協会、熊本大学等に経験を持った非常勤医師の派遣の要請を行い、複数の非常勤医師の勤務を確保したところでございます。

また、医療全体の質を高めるとともに医師の負担も軽減させるという観点から、常勤の臨床心理士、精神保健福祉士を増員し、カウンセリング、集団療法、社会復帰支援等のた

めの体制を充実させております。

今後とも、熊本大学を初めとする県内外の大学との連携強化を図り、医師の確保に努めるとともに、医療の質の向上及び経営の安定を図ってまいりたいと考えております。

次に、経営面では、新たな収益改善策といたしまして、診療報酬の加算につながる病棟での服薬指導やうつに対する集団療法等に取り組み、また、経費につきましては、病棟休止に伴う常勤の看護師等の削減による人件費の削減や業務の見直しに伴う委託料等の削減を図ったところでございます。

なお、今年度中には、平成24年度までの新たな中期の経営計画を策定することといたしております。

それでは、本議会に提案しております病院局の議案について御説明いたします。

今回提案させていただいておりますのは、予算関係1議案でございます。

平成21年4月1日から業務を開始いたします委託事業等につきまして、総額8,400万円余の債務負担行為の設定をお願いしております。

以上が今回の議案の概要ですが、詳細につきましては、総務経営課長から説明いたします。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○向井総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

説明資料の17ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定をお願いしております。

こころの医療センターの業務のうち、平成21年4月1日から業務を開始いたします清掃、あるいは空調設備等の保守、管理業務等といった施設管理等の業務委託等につきまして、今年度中に一般競争入札などの契約事務を終え、次年度からの適切な運営を行う必要

がございますので、債務負担行為を設定するものでございます。

よろしく願いいたします。

以上でございます。

○重村栄委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、環境生活部長から報告がありました自然保護課職員による不適正な経理処理については、その他の報告の説明を受けた後に質疑を受けたいと思います。よろしく願いいたします。

質疑はありませんか。

○城下広作委員 2ページですけれども、消費生活センター、県庁内に移転ということで大変おめでとうございますと言いたいと思います。

具体的に県庁のどの場所で、スタッフ、大体前の機関と同じぐらいなのか、それとも今回移転に伴ってふえるのか、ちょっとこの辺の状況をわかっている範囲で教えていただければと思います。

○山地食の安全・消費生活課長 場所につきましては、県庁舎の新館の現在食の安全・消費生活課がごぞいますフロアを予定しておるところでございます。

これにつきましては、今現在我が課が抱えております食の安全でございますとか、隣にございます交通・くらし安全課と一緒に振り込め詐欺への対応等でございますとか、連携して対応していくためには一番いい場所ではないかというふうに考えておるところでございます。

また、スタッフにつきましては、我々としては今と同じ数でやっていきたいというふうに考えておりますけれども、現在調整中でございます。

○城下広作委員 いろいろ新聞等でも出ましたから、移動するという事は県民の皆さんも知っておられると思いますけれども、やっぱり電話だけでは——電話の方は余り問題ないですね、電話番号ちゃんとやればいいわけですけども、場所に関しては、県庁に移動したということのある意味では広報をしっかりとやっていただいて、直接相談に来たいと、生の人間と話をしたいという方の相談に対してしっかりと対応するために、ある意味では今後の広報をしっかりとやっていただいて、私は、ますますこういう問題はふえてくると思います。利用も頻度も高まると思います。ぜひ、根絶に向けてといたしますか、解決に向けてしっかりと対応して頑張っていられるように期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○大西一史委員 よかですか、関連して。

今の消費生活センターの県庁内の移転に関してなんですけれども、一部、移転すると、要は中心部からずれるからとかいろんな意見がありましたけれども、基本的には、例えば熊本市あたりでも同様のそういう窓口があります。ですから、そういう意味では、熊本市だけでなく、県庁内にそのセンター自体の機能が移転することは別にいいんですけども、窓口機能としては、やはり市町村との連携といいますか、市町村の窓口あたりがある意味ではしっかりと機能しなければならない、そういう意味での県とその市町村との役割分担といいますか、そういったところについてどういうふうに今検討されているのか、あるいは連携をされているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○山地食の安全・消費生活課長 今政府の方でも、消費者庁の設置に伴いまして、消費者

行政の活性化ということを中心として打ち上げておりますけれども、その中で、今度地方消費者行政活性化交付金というものが交付される予定になっておりまして、これに基づきまして、我々としても市町村の窓口の活性化ということを進めてまいりたいというふうに考えております。市町村の方にも活性化というものを働きかけをいたしまして、幾つかの市町村からは、実際に拡充したいというお声をいただいております。

役割分担といたしましては、市町村にさらに窓口を設置していただきまして、しっかりと相談員を配置していただく。県の役割といたしましては、中核センターということで、広域的な問題また専門的な問題について、しっかりと中心になって対応していくということと、また、その人材育成といったような役割を果たして市町村を支援していくという役割にシフトしていくんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

○大西一史委員 今、そういう市町村の役割、今からふえていくということなんですけれども、やっぱり体制でその市町村によってはばらつきがあると思うんですよ。熊本市あたりは恐らくきちっと人も配置して、あるいは広報もかなりやっていますよね。だから、そういう意味では、県と市が二重でやる必要は特にはないのではないかなど。それよりも県が、今おっしゃったように、中核的なセンターとしての機能ということに特化をある程度していくということと、窓口に関して、その相談員の設置状況あたりですね、やっぱりまだ不足しているんじゃないか、相談員がどれだけいらっしゃるかによって違うんじゃないかなどいうふうに思うんですが、その辺の今の現状認識というのはどうですか。足りているというか、まあ足りてはいないと思うけれども、47、県内の市町村ですよね、当然そういう人が割合的には県全体でどのくらいいらっしゃる

やるんですか、この相談員。わかりますか、今。わからなければいいです。わからなければ後でいいですけども。

○山地食の安全・消費生活課長 済みません。詳細な数は手元にございませんですけども、今現在、市町村の方で嘱託相談員という形で置いていらっしゃる場所は6市町あるというふうに把握してございます。そのほかの市町村では、職員の方が、ほかの業務と兼務しながら、相談があったときには対応するという状況になっておるところでございまして、我々としては、そういったところをもう少し拡充していただこうようにと。

実は、有資格者、例えば消費生活相談員等の資格があるんでございますけれども、有資格者の数というものは非常に限られておるところで、消費生活センターの方でも確保に苦労しておるところでございます。

今年度まで消費生活の地域のリーダーを育成する講座というものを我々としても開催しておるところでございまして、本年度も50人余の方に参加いただいております。こういった方々に資格を取得していただくよう促す等して人材の育成というものを我々としてもしっかりしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○大西一史委員 わかりました。結構です。

○平野みどり委員 関連でよろしいですか。

今回、県の消費生活センターが水道町からこちらに来るということで、広域的な中核センターとしての機能を充実させられるということですが、以前、県の消費生活センターを、熊本県広域ですので、例えば天草にもう1つつくってほしいとか、いろいろそういう意見がありましたけれども、そういうことも総合しながら、いろんな研修をしたりするときに、県庁に、一カ所に集めるということじゃなく

て、むしろ私は、遠方の方たちにも相談員になっていただけるような学びの機会をいっぱいつくるために出向いていただきたいと。一極集中したからそれでおしまいということにはならないと思うので、自治体に、それこそきちんと専門性を持って取り組む職員、そして相談員の方たちが充実していくように、今後もしっかりやっていただきたいと思えます。

以上です。

○重村栄委員長 要望でよろしいですか。

○平野みどり委員 はい、要望です。

○中原隆博委員 先ほど御説明がございましたけれども、健康福祉部の方で、繰越明許費ということで、総額が4億4,600万円余ということで、土木事業そのほかに関連して、これがこういう形になったということでございますので、それをもう少し具体的に御説明いただきたいというのが第1点です。

それから、新型インフルエンザなんですが、いろんなウイルスがあるわけでありましてから、その中で、例えば渡り鳥ですね、渡り鳥から日本の例えば鶏とか、鶏を通じて人間にと、いろんなケースがあると思うんですね。だから、これは健康危機管理でももちろんやっておられるし、健康福祉であることももちろん大事なことでありますけれども、例えば鳥インフルエンザというような形になりますと、鶏のことを今一例として挙げましたけれども、畜産課あたりとの連携も必要になってくるんじゃないかと思うんですよ。

全庁的な取り組みということもおっしゃっておられますので、その辺は重々手抜かりなくなさっていると思えますけれども、現状の把握といたしますか、現状の認識等も踏まえて、以上の2点について、お答えいただければありがたいと思えます。

以上でございます。

○重村栄委員長 繰越明許費については。

○中原隆博委員 土木の具体的な内容ですね、どうしてこうなったのかという。

○岡村健康福祉政策課長 私どもが聞いております中では、例えば適正工期が7カ月の道路改良工事ということ为例にとりますと、例えば、工事用地内に建物の移転が必要となるような工事であったということで、当初計画では、9月契約で3月に完工するというような予定であったんですけども、その建物移転が何らかの都合でおくれて、なかなか契約に、工事の発注にまだ至っていないというようなことで、やっとそれが片づいたんで契約しようとしたんですけども、その適正工期の7カ月を確保すると、どうしても年度をまたがってしまうということで、通例ですと、これまでですと、2月議会に設定をして、それからまたがって契約しとったんですけども、今契約できるような状態であれば、12月に明許費を設定させていただいて、そして契約することによって、早目に翌年度にまたがってのその工事の発注ができるというような工事があった、そのために、全庁的に12月の方に繰越明許費を設定させていただいたということでの措置になったということで理解しているところでございます。

○中原隆博委員 じゃあ、次年度、21年度ではそれはもうでき上がるというか、その辺の見通しはついていくということですか。

○岡村健康福祉政策課長 もちろん適正工期はちゃんと確保してやっております。

○中原隆博委員 わかりました。

○牧野健康危機管理課長 新型インフルエンザに関します鳥インフルエンザ関連の御質問でございます。

御質問にございましたように、新型インフルエンザがどのような形で発生するかというのは今のところわからない点もございますが、当面、鳥インフルエンザというのは非常に大きな課題でございます。

鶏等の家禽もありますし、我が国の場合、野鳥の場合もございます。それで、畜産課、もちろん、それから野鳥等に関しましては自然保護課、関連課と情報を連携する体制をとってございます。

鳥の間での感染の封じ込め、それと、それに従事する職員なり人のその感染の防止、そういうようなものにつきましては総合的に対応できるようにということで連携した形をとっているところでございます。

○中原隆博委員 これは全庁的な取り組みというのが一番大事だと思いますし、どんなウイルスかによっても所管等も違ってくると思いますので、これはもう熊本県、それぞれ47市町村とも連携を密にとりながら、水際防止というのが大事であろうというふうに思いますので、その点あわせてよろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○重村栄委員長 ほかに質疑ございますか。

○大西一史委員 議案の13ページ、今のそれこそ新型インフルエンザの対策費のところですけれども、この防護具ですけれども、これは40医療機関、これ、大体何名分ぐらいあるんですかね。

○牧野健康危機管理課長 今回は、一応国庫補助の枠組みでやっておりますが、1医療機関当たり330というのが標準になってござい

ます。購入の仕方によって若干上下はあると、そういうふうな仕組みになってございます。セットですね、330セット。

○大西一史委員 330セット掛けるの40ということですね。それである程度足りるというか——足りないんでしょう、当然。

○牧野健康危機管理課長 どのくらい必要かというのはもちろんわからないわけですが、一応この積算としましては、入院30日分というふうな積算をされてございます。それで、完全にこれでカバーできるかどうかということにつきましては難しいと思うんですが、できるだけ公的にも支援をします。基本的には医療機関が整備される、通常整備されているところでございますが、それをできるだけ支援するというふうなところで取り組もうというふうな考えているところでございます。

○大西一史委員 まあ、一応とりあえず、本当は一義的には医療機関がこれをやるべきだということでしょうけれども、例えば、熊本県でいえば空港だとか港だとか、そういったところに整備するということはできないわけですかね。むしろ公的な、要は恐らく来るかもしれないであろうところとか、そういったところは整備されているんですかね、そもそも。

○牧野健康危機管理課長 今回の整備いたしますのは、医療従事者が患者さんと接するときに、医療従事者の感染を防いで、逆にいいますと、ある程度安心をしてというか、診療に当たっていただきやすいようにというふうな趣旨でございます。

それで、一方、県民一般、いわゆる患者さんの側につきましては、また、例えばマスクとかそういうふうなものをつけていただく

というふうなことが必要になるかと思えます。その辺につきましては、今後家庭で備えていただく事柄、そういうふうなものの中にそういうふうなマスクを日ごろから備えていただくとか、こういう場合はつけていただくとか、つけ方とか、そういうふうなものを情報提供、啓発をやっていきたいというふうな考えております。

○大西一史委員 一般の人はそうなんだろうけれども、例えば、そういう空港の職員だとか、人通りが多いところですよ。例えばリスクが高いと思われるようなスタッフの人たちに対してある程度そういったものも必要じゃないかと思えますので、これは今のところまだ対応されてないと思えますけれども、今後そういうことを考えていただきたいというふうに思います。それは当然、行動計画なりガイドラインなりの改定が今進んでいるでしょうから、その中でやられるというふうに思いますけれども、ただ、国の経済対策でやるという——経済対策と違うんじゃないんですか。どう思います。

○重村栄委員長 今の質問、だれか答えますか。

○大西一史委員 難しいか。

○村田環境生活部長 一応何を幾らということで確定しておりませんが、大体こういうのが要るだろうということで今いろいろ検討している段階。

21年度以降のつもりでございましたけれども、ただ、この経済対策のメニューとしてちょっと入っております。それは国と同一歩調をとりまして、ちょっと前倒しでですね、とりあえずここにもこのぐらい……。

○大西一史委員 まあ、ただ、やっぱりこう

いうものはもう経済対策だ何だというようなことではなくて、そもそもこれはやっぱりやるべきことなんだろうと思いますから、だから、国の方のメニューの出し方もどうなのかなというの、もっとこういうふうにしてほしいみたいな要望は、国の方に対しても言っていたきたいというふうに思いますね。それを利活用する分には非常にいいことだというふうに思いますけれども、その財源をね。その辺はそういうふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それと、もう1つだけ、済みません、ちょっと別のことで。

これは専決処分の中で、交通事故の話ですけれども、ちょっと多過ぎませんか。毎回毎回何か専決処分やっとなるような気がしますけれども。

○岡村健康福祉政策課長 実は続けてこういった事案の報告をさせていただいております。まことに申しわけないと思っております。

件数につきましては、うちの部でいきますと、18年度が17件、それから19年度が非常に多うございまして、29件あっております。ただ、いろいろ取り組みを行った結果だと思いますけれども、今年度はまだ4件でございます。そういった意味で、かなり縮めてきているつもりでございますけれども、なお一層努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○大西一史委員 非常に年末も慌ただしいですし、やっぱりこういうことはもうないにこしたことはないですから、できるだけ職員の皆さんびりっとしてもらうためにも氏名の公表ということを2月議会でちょっと提言して、今検討されている最中みたいですが、そういう意識は持ってもらうように、ぜひ、部長初め皆さん方、注意していただくようにお願いをしておきます。

○平野みどり委員 関連でいいですか。

ちょっと私は大西委員と意見が異なるんですけれども、故意に悪質な交通事故というのは、それはもう処分されたり氏名公表というのも仕方ないのかなというふうに思うんですけれども、やはりこれだけ業務が多岐にわたっていて、職員の皆さんたちも本当に過重労働だと思うんですよね。その中で移動を余儀なくされているような場合に不注意でやっぱり起こってしまうということは、私たちにも本当に——私たちも運転してふらっとすることがあったりするんで、そこの労働環境の整備というか、そういう部分にも十分配慮して、そして交通事故を少なくしていくということが必要かなと思います。

ですから、氏名公表については、本当に悪質なものを以外を本当に氏名公表する必要があるのかなというふうに私自身は思っています。意見として。

○重村栄委員長 意見としてですね。

○平野みどり委員 はい。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 少子化対策課にお伺いします。

一時保護の児童数の増加による委託費用の増ということで、一時保護……。保護者の方が養護施設に子供が行くことに対して納得されなかったということが載ってますよね。これについては、親元に返すのは非常に困難だというような判断の中で、養護施設が適当ということで対応されているんだろうというふうに思いますけれども、そこら辺の保護者といいますか、子供が健全に育っている環境ではない状況の保護者に対しての支援と理解に関してどういう取り組みをされているか、そ

して、ますますこういうパターンがふえてきているのかどうかということについてちょっとお伺いしたいと思います。

○吉田少子化対策課長 児童を必要があって一時保護する場合には、基本的には中央児童相談所に併設されております一時保護所に保護するというのが原則になりますが、親が施設入所に同意しないケースで一時保護期間が長期化するという場合に、また、子供について基本的な生活習慣が自立してないような乳児、こうした場合には、保護所ではなくて、乳児院、あるいは児童養護施設、医療機関、里親等、こうした適当な場所に一時保護委託ということでやっております。

そうしたケースがふえているというのが今回の増額をお願いしているところでございまして、施設入所につきましては、基本的に保護者の同意が必要になりますので、児童相談所の方におきまして、個々のケースにつきまして、保護者への御理解、御説明含めてやっておりますが、その結果どうしてもとれないケースにつきましては、家庭裁判所等の審判によりまして、いわば強制的に施設入所するケースがございまして。

そうした同意を得られたケースあるいは得られないケース、いずれにつきましても、相談所の方で個々のケースに応じまして——できれば最終的には家庭への復帰、家族再統合というのが目標でございまして、保護者の支援も含めまして、個々のケースにそれぞれ応じた支援をやっているという状況でございまして。

○重村栄委員長 よろしいですか。

○平野みどり委員 はい。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 いいですか。

○重村栄委員長 どうぞ。

○平野みどり委員 自立支援法の件でお伺いたします。10ページですね。

施設外の就労等推進事業に係る所要見込み額の減ということで、就労移行という部分で、一般企業になかなか受け入れていただけないという状況がある。私の方にもいろいろ相談を受けたりするんですけども、後で今回報告にあるのかなと思ったら、ちょっとないようなんですけれども、自立支援法の見直しの社会保障審議会での一定の方向が厚生労働省から発表されて、年末までにもまとめられるというようなことなんですけれども、私たちが議会としても意見書を出した、与党のPTの皆さんたちも抜本見直しという形で出されたところが、社保審の議事録等を見ますと、それぞれの立場からいろんな意見を出されていて、これはそういう意味では意見のバランスはいいんですけども、せっかくの厚生労働省の取りまとめというか、それが我々が思っているような抜本見直しになっていないような気がするんですけども、今の段階でどのように総括されておられますか。

○前田障害者支援総室長 今月の25日に全国の主管課長会議がございまして、そのときに国の方から何らかのアナウンスがあると思いますが、自立支援法では2つ大きな問題がございまして、1つは、障害者自立支援法の現行制度そのものについての課題がございまして。例えば、利用者負担金のあり方だとか障害程度区分のあり方だとか、現行制度の問題、それともう一つは、障害者自立支援法がスタートするときに積み残された課題があります。それは、障害の範囲ということで、今発達障害者をどう見るかという議論がございまして、その障害者の範囲と、それから障害者

の所得保障のような積み残された課題、大きく2つございまして、現行制度につきましては、特別対策だとか緊急措置でかなりの改善が図られてきておりますので、基本的にそれを、一時的な対策ではございますが、それを恒久的な制度にというような動きではないかなと思っております。

それから、積み残された範囲の問題、障害者の範囲の問題、それから所得保障等については、まだ21年度の中でそれが完全に解決されるかどうかについては、今のところ確かな情報はございませんので、最終的には25日の国の会議を踏まえてからでということになると思えます。

○平野みどり委員 本当に私たちも、運動団体としても、今回の社保審の審議には非常に期待していたところですが、国もこういった情勢ですし、経済的にも国際金融危機の影響などもあって、ちょっと厚生労働省がかなり萎縮しちゃってしまっているのかなというふうな気がしています。

応益負担に関しても、本来は私たちは応能ではないかと思うんですが、所得保障が充実させられていくということがセットでの応益負担だったらまだ議論の余地はあるんですが、そういうことの抜本見直しを徹底的にやるように、今回の厚生労働省からの説明の際は、地方からの意見をしっかりと行っていただきたいというふうに思います。

それと、就労に関してですけれども、ここは人事課ではない、人事課は総務ですけれども、やっぱり知的障害者の方とか精神障害者の方々の就労を民間企業にお願いしますと広げていくというからには、みずから自治体が模範を示さないと、こうやってこういう形で対応すれば一般就労できますよと民間企業に範を示して当たり前なのに、今の現状というのが、就労移行支援と行政の方から指導的に言われても、余り真剣に民間企業も聞けない

ですよね。そういうことも含めて、人事課ともしっかりと今後の取り組み、県庁内での取り組みについてやっていただきたいというふうに思います。

○前田障害者支援総室長 インターンシップということで実習生の受け入れを現在やっておりますけれども、1名については、臨時ではございますが、県の方で雇用している状況がでございます。

それから、県だけではなくて市町村にもぜひ取り組んでほしいということで、ことし、市町村の担当課長さんを集めまして、それで障害者の方々のインターンシップなり雇用なりについて前向きに検討してほしいということとあわせて、障害者の施設の製品の購入についても、自治法の改正によりまして随意契約等もできるようになりましたので、そのあたりも十分活用してほしいというような説明会も開催しております。

その結果については、できれば、年に1度か2度は市町村の取り組みの状況等についてもアンケートをとってみたいというふうに思っているところでございます。

○平野みどり委員 もう1つ私が気になっていましては、社会福祉法人等の施設の中で、知的障害の方とか精神障害の方たちができることというのは結構あると思うんですけれども、何か施設での法定雇用率の達成という部分はどうなんでしょうか。未達成だと思うんですけれども、そこら辺の状況と取り組みは。

○前田障害者支援総室長 施設での障害者の雇用について詳しい数字はございません。申しわけございません。ただ、県全般といたしましては、一般企業の法定雇用率が1.8%でございまして、熊本県の場合には1.91%ということで、全国的に見れば、かなり障害者の雇用については高い状況にあると思ってお

ります。

○平野みどり委員 わかりました。社会福祉法人は福祉の現場ですので、そういうところが率先して取り組むように県の方からも支援をしてください。よろしくをお願いします。

○城下広作委員 せっかく病院事業所の管理者がおられますので、ちょっと確認したいんですけども、措置入院の今必要な方、大体何名おられるか、傾向性、最近ふえているとか、この状況がちょっとわかれば。

○向井総務経営課長 ちょっとお待ちください。

○城下広作委員 これは11ページの先ほどの国庫支出の返納金と関係あったんですね。この部分ありましたよね。

○前田障害者支援総室長 障害者支援総室でございます。

毎年大体100名前後で推移をしている状況でございます。

○城下広作委員 大体100名平均でという形の部分で。

○前田障害者支援総室長 80名から120名の間を……。

○城下広作委員 ずっといっているんですね。

このこころの病院の必要性は、ある意味で、民間でできない、いわゆる措置の必要な方、この方がある意味では毎年80名から100名という形で。民間でできるなら、本来民間でというんでよかったんですけども、それができないから、ある意味ではここの必要性がずっとあるなというふうに思っていましたので、

ここがふえてくるのかなというようなことでちょっと心配している。大体じゃあずっと一定的な数だということなんですね。

○前田障害者支援総室長 今申し上げました100名というのは県全体の状況でございます、その中で、一部をこころの医療センターの方で対応していただいているという状況でございます。

○城下広作委員 じゃあこころの医療センターで何名。

○向井総務経営課長 私の方が10月の精神科病院の数値を把握している段階では、今、障害者支援総室長、80から100というふうにおっしゃったんですが、措置患者は62名というふうに聞いております。そのうち、こころの医療センターで11名、約17.7%がこころの医療センターで今措置患者が入院している、そういう状況でございます。

○城下広作委員 わかりました。

○重村栄委員長 よろしいですか。

○城下広作委員 はい。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

ないようでございますので、質疑は、これにて終了をいたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び第9号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外1件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外1件は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、継続中の請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第24号について執行部から状況の説明を願います。

○吉田少子化対策課長 少子化対策課でございます。

請第24号、これは9月定例会に出されました請願でございます。認可外保育施設、つまり、熊本県あるいは熊本市の認可のもとで公的な補助を受けて運営しております認可保育施設、それ以外の保育施設でございます。こうした施設に子供を預けている保護者の連絡会、さらに、認可外保育施設の経営者の連絡会からの請願でございます。

県内、現在、162カ所の認可外保育施設がございます。これらにつきましては、小規模な施設を除きまして、県あるいは熊本市に届け出をすることとされております。なお、このうち県が管轄します熊本市以外の認可外保育施設は、162カ所の約半分の79施設でございます。

県といたしましても、これまでも、認可あるいは認可外を問わず、子供の安全、安心を確保する観点から、認可外保育施設に対しまして、その職員あるいは入所します児童の健康診断費に対する助成を行っております。また、食に対しましては、安全、安心対策などをテーマにしました研修を1年間に3回実施するなど、支援を行っているところでございます。

請願の内容は、施設の安全・衛生対策の設備整備、さらには保育用具の購入費に対する助成を求めるものでございますが、今後、本県における認可外保育施設の実態なども改めて把握した上で、県としてどのようなことが

できるのか検討する必要があると考えております。

なお、現在、こうした認可外保育施設の実態を把握するために、施設へのアンケート調査を実施しております。12月中には回収いたしまして、その後結果の分析等を行うこととしております。こうした結果も踏まえまして、また、保育につきましては、基本的には認可制度によって市町村が実施する仕組みになっている、こうしたこととの整合性も考慮しながら、どのような対応ができるのか、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○重村栄委員長 ただいまの説明に関しまして質疑はありますか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第24号について、いかがいたしましょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りをいたします。

請第24号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 異議なしと認めます。よって、請第24号は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が15件あっております。

まず、自然保護課職員による不適正な経理処理に係る調査報告について、執行部から説明を求めます。

○楢木野環境政策課長 この委員会の冒頭で部長の方からおわびを申し上げましたけれども、このたび自然保護課職員による不適正な経理処理が判明いたしました。その調査報告について、環境政策課の方から御報告いたします。

厚生常任委員会報告事項という資料の1ページから8ページまでが、その資料でございます。

まず、1ページ目ですけれども、平成20年11月20日に判明しました不適正経理について、以下のようにまとめたということでございます。

2ページ目は、これは、当部の環境生活部長が熊本県知事あてに提出した調査報告のかがみ文でございます。

調査報告は、3ページ以降になっております。

まず、3ページ目、経緯の方から御説明いたしたいと思いますが、去る11月17日から21日の日程で会計検査院が本県の、これは環境生活部でありませんで、教育庁の方に検査に入った折に、これは20日でございますけれども、検査先の事務用品業者の帳簿に前受金というインデックスがあって、これは何でしょうかというふうに業者にただしたところ、これは単県事業でございますので、検査対象になりませんが、自然保護課からの預け金だということが判明いたしました。夜、正確には夕方6時半ごろうちの方に連絡がありましたものですから、早速事実確認をしましたところ、担当職員も不適正な経理処理を行ったと事実を認めたものですから、2にあ

りますように、11月20日から25日の間、22日から24日は、これは休みの日で連休を挟んでおりますけれども、この間に調査をいたしました。

その結果判明した事実は、その点線枠囲みのところでございます。

19年度予算残額の一部を業者に預けておきまして、20年度において執行したものが、担当者からの聴取により、これは1社じゃなくて別の業者にも同様にやったということで、合計2社ございまして、約70万円。一部、そのうち9,663円については、まだ残額がございます。18年度予算残額の一部につきましても、同様2社から約44万円の預けを受け取ったということで判明をいたしました。

この結果を取りまとめまして、二役、総務部長等に報告するとともに、11月25日開催の県議会特別委員会で公表し、謝罪したところでございます。

また、次のページ、4ページになりますけれども、決算特別委員会後直ちに記者会見を行うとともに、その日に環境生活部長が全職員を緊急に集め、部長訓辞を行っております。

3が、その後の調査結果でございます。

11月25日から12月4日までの間に、自然保護課担当職員、上司から数回にわたり事情を聞きました。また、業者2社の協力を得て、納品メモ等のさらなる確認を行いまして、納品された物品の価格等が適正かどうか調査をいたしました。

聞き取り等調査対象者及び確認事項は、そこに書いてありますように、①から⑤のとおりでございます。

調査結果でございますが、簡単に御説明いたしますと、まず、担当職員への確認事項につきましても、黒丸の1つ目ですけれども、私的取得、金品等の授受は、これは一切ないということを申しております。

それから、これまで同様の不適正経理を行わなかったかということについては、今回が

初めてだということでした。

それから、上司への相談でございますけれども、これは、担当職員としましては、上司、これは班長及び総括補佐でございますが、これは同時に相談して、執行残として残す必要はないと言われて処理をしたと。このときに、預けというのは自分はわかっていたんではないかと思うというコメントがございました。

自然保護課は以前も預けがなかったかということにつきましては、これはないということで、これは、担当職員、前任者、前庶務班長、業者全部の説明が一致しております。

上司の班長でございますけれども、班長につきましては、18年度分、19年度分とも総括補佐から残さなくていいという指示があったけれども、これにつきましては、預けという意識はなかったということでした。

ただ、この班長につきましては、預けにつきましては、平成19年度当初には気づいてなかったけれども、19年度の7月、8月ごろ、管理調達課にないような物品が素早く納品されたことから、担当に確認して、このときには預けてますということを確認しています。これは早く精算してしまうようにという指示をしております。

翌20年度におきましては、執行残の処理のとき預けは知らなかったけれども、6月下旬ごろ、これは備品に該当しますファイバースコープが納品されたとき預けに気づいたけれども、担当に確認はしなかったと、このときは黙認という形をとったということをおっしゃいます。

上司、総括補佐につきましては、これは6ページの方になりますけれども、かわりににつきましては、最初の黒丸のところですが、はっきりとした記憶がないということをおっしゃいます。

④の課長への確認事項につきましては、預けの認識は全くなく、また相談等も受けていないということで、これにつきましては、担

当職員、班長、総括補佐の説明と一致しております。

また、⑤としまして、業者への確認事項、2業者確認いたしましたけれども、自然保護課で以前も預けがなかったかということにつきましては、ないと、2社とも同様の回答でございます。

それから、1つ、黒丸の3つ目ですがけれども、実際に納品された物品は、一般の販売価格より高いのではないかとことにつきましては、これは定価より安く納入できると思うということで、我々もこれにつきましては調べられるだけ調べまして、7ページにありますけれども、大体、フラットファイル等、定価より2割程度差し引いて納品してあるようでございます。

それから、歳暮とか中元とか含めて担当者に対して金品等の授受はなかったかということにつきましては、要求されたこともないし贈ったこともないと、そのような経費もないということで、これは業者2社とも同様の回答でございました。

その他としましては、自然保護課の過去5年間分の一般需用費については、これは全庁調査とも重なってまいりますけれども、引き続き調査してまいります。

4の総括でございますが、以上の聴取をまとめますと、そこにありますように、ポツ1つ目ですがけれども、金品等の授受はなかった、それから2つ目のポツで、納入された物品については、現在残っているものについては確認を行いまして、一部費消されたものもありますけれども、これらは業務用に使われたものと思われ、私的取得等はなかったと思われれます。

物品の価格については、業者が納入した額の当否を十分審査していない点があったことは否めません。しかし、不当に高いものはなかったと思われれます。

それから、8ページでございますけれども、

預けを上司が認識していたか否かにつきましては、今御説明しましたように、各人の受け取り方が異なっております。この点につきましては、聴取によりこれ以上明確にすることは困難と判断をいたしました。

環境生活部としての判断は、以下のとおり、点線枠囲みの中でございますが、2段目の行でございますが、少なくとも最初の時点においては、預けをするという組織的な意思決定はなかったと思われるものの、途中でチェックできなかったことを考慮すると、結果的には組織全体の問題であると言わざるを得ず、担当職員一人だけの責任に帰せるものではないと考えられます。

①から④までは、それぞれの課長、それから担当職員等についてのコメントでございます。

結論を一番最後の行、3行にまとめておりますが、結論としましては、課長、総括補佐、班長、担当職員が預けを認識していたか否かという問題以上に、このような事態の発生を防げなかった組織としての責任は大きいと考えているということで総括を結論づけております。

部長から申し上げましたように、今後二度とこのようなことが起きませんように、職員一丸となって、今後信頼回復に向けて全力を挙げてまいりたいと思っております。

報告は以上でございます。

○重村栄委員長 ただいまの説明につきまして質疑はございませんか。

○大西一史委員 この件に関しては、もう私も一般質問でいろいろ取り上げましたし、ほかの議員からも相当いろいろありました。また、詳細ないろいろ結果の御報告もあっておりますから、余り重複はしないようにと思っておりますが、ただ、こういう今調査結果を見る限りで、例えば、預けという方法があるの

は正直知っていたけれども、預けを行ったのは今回が初めてということだけでも、その手法がもうわかってやっとする以上は、これはもう過去にやはりやっているんじゃないかと疑ってかかるぐらい、過去にさかのぼって調査をすべきだと思います。

あるいは、6ページかな、前課長とか前班長、前担当の印鑑が預けられていたということとかについても、認識は全くなかったということですけども、結果として組織的な関与、組織的なそういう体質があったと言わざるを得ないということで、部長もそうやって言われていますけれども、釈然としないのは、こういうことができてしまうということが、チェック機能の甘さというのものもあるんでしょうけれども、本当に、この職員も含めてですけども、こういったことが初めてなのかと。やっぱり過去には相当県庁の中でこういうことが行われていたんじゃないかというふうに思わざるを得ないというふうに思いますけれども、その点について、どなたかお答えをいただきたいというのが1つ。

それから、こういう物品の調達に関しては、当然集中購買をするようになってくるはずなんですよね。その特定の物以外は、本庁調達分というのは、ほとんど備品とか消耗品に関しては管理調達課ですかね、で全部やるようになってくるということで、その辺とのバランスといいますか、予算執行をするに当たってのその辺のもう一回見直しといいますか、そういったものをちゃんとやらないと、これはまた出るんじゃないかなというふうに、やろうと思えばできるということですよ。

だから、本当に再発防止というのであれば、集中購買のあり方とか、そういう物品あたりの取得あたりの規則あたりもちゃんとあるわけですから、そういったものを見直しとか徹底をしないと、職員の人たち、ある程度なれてくると、このぐらいいいんじゃないかという気持ちが出てくるというのがあるんじゃない

いかなというふうに思います。ある職員の方に聞いたならば、まず1～2年目の職員はそういうことはしないだろうけれども、ある程度なれてきたところでこういうことを起こしてしまっているんじゃないだろうかと、気の緩みなんかがあるんじゃないだろうかというふうな話がありました。

ですから、その辺も含めて、ちょっと総括的に今あれこれ聞きましたけれども、ちょっとお答えいただければというふうに思います。

○村田環境生活部長 現実には、知識として知っとるかどうかという意味では、私も、平成6年以降のいわゆる官官接待とか、全国的に裏金問題がございました。そういう意味では、私自身の知識としてはあります。念のため、この当該者も、前任の状態あたり、前職場の状況も聞いたんですが、前職場それぞれ、その前の方もこのような形ができるような権限ポストではありませんでしたので、前任、当事者については初めてというのはそうかなというふうな感触を持っております。

現実にそういうものとして疑われても仕方ない状況になっているのは、もう我々受けとめて、今回の全庁調査の中でそういう意味で見て全部出す、もしあるとすれば出せと、出すということで今調査にかかりましたので、そういう意味では、今回の事実が判明したことをある意味では一つの基礎として、次のステップに我々が1つ変わっていく、そういうシナリオの中でやるべきことかなと。だから、今全庁調査の中でそういうことをお示しして、あるということであれば、それはその中で反省をしながら次の流れに移行していく手順を踏むしかないかなというふうに思っております。

なぜこういう形がということ、実は私自身も平成6年以降のいろんなこの事務にかかわってききましたので、自分自身も相当仕組み

の中で発生しないようなことはやってきたつもりであります。やはりこういうふうには、いわゆる消耗品等々の流れの中で出てくるのがどうしても出てきます。いわゆる管理調達課で集中購買してないもの、そこにはないものは各課で買えるような仕組みになっておるわけでございまして、なおかつ、いわゆる随意契約の問題等々も含めまして、システムの中でそういうものが発生しないようなことが、今回の検証の中で改められていくということが大事だろうと思います。

一番簡単な例でいいますと、検収ということをやすることで現物をそれぞれ班長が確認するようになっておりますけれども、これは正直言って印鑑がついてあっただけということでもあります。したがって、そういうものの徹底、あるいはもう少し仕組み的に変える中で、もうそういうことが発生しないような仕組みを構築することが、結果的には将来の余地をなくしていくことになるのではないかなというふうに思いますので、そういう意味では、私どもからも、今回の調査の中で出てきた事柄で反省点とあることは、会計課なり、人事課、あるいは財政等々に逆に意見を申し上げて、仕組みが変わるようなことを考えていきたいということしております。

とりあえず今全庁調査の中で、もっとあるのであれば、そこは正直なところを出していく、あるものはあるという形で出していく中でもう一度やろうというふうなことにしておりますので、その全体検証をまた行ってまいりたいというふうに思っております。

○重村栄委員長 よろしいですか。

○大西一史委員 はい。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 今回のこの不正経理に関

しましては、農政部の私的流用のあの事件とほぼ時期が重なっていたがために、同様に同類というような形で県民の皆さんたちが思われているのではないかと、その点はちょっときちんと切り離して考えなければいけないと思っているんですね。

今回の不適正な経理ではありますけれども、個人がわざわざやる理由はないわけですね。恐らく、ここには執行残として残す必要はないと言われたという、これをおもんばかって担当者は預けという形で行動したわけですが、大西さんの意見とも重なりますけれども、そういうことを容認するというか、それをはっきり明言はしないまでもにおわせるような処理をするようにというようなことが、県庁内いろんなところに体質として、風土としてはびこっていたんだと思うんですね。

これは、国の事業、補助事業の単年度主義とか、そういう部分とも相まって、皆さんたちも、執行残は残したら次年度の予算が獲得できないんじゃないとか、そういうふうな仕組み、国とか県の予算の仕組みもしっかりと考えていって、例えば、執行残は残っても、こうこうこういう理由で残りました、次年度、きちんと要りますというふうなことで担保されるようであれば、わざわざこうやって残して課内の留保金はよそに預けておくというようなことをせずに済むと思うんですね。ですから、やはりこれは本当にシステムの問題だと思いますので、私は本当にこの担当職員の方、確かに不正な経理ではありますけれども、ある意味気の毒にさえ思います。

だから、今回は、こういった事態が今後一切起こらないように、徹底的に、もう過去のごとは過去で、知事にも言いましたけれども、不問に付してまで二度と起こらないような仕組みづくり、システムづくりをやっていくことが大事だというふうに思っています。

その点について、犯人捜しとか個人の責任

に帰するというだけではされない、じゃないと、また心の病を持っていかれたりしてはもうとんでもないことです。人的資源の損失になりますので、それがないようにしていただきたいんですが。

○村田環境生活部長 執行残をいわゆる使い切るという考え方については、実はもう長い時期残すべきものは残すと、現に決算の書類を見ていただいてもわかりますように、執行残ということで明確に書くようなことでやっておりますので、もう私としては、多分幹部職員もそうだと思います。なぜというところが実はあったのは正直なところですが、別に今年度の予算が減るからという意識は少なくとも我々基本的にはないというふうに思っているんで、そこらあたりはさらに、そういう体質があるということであれば、今こういうことが出たわけですから、そこを徹底することをやっていかないかぬというのが第1点。

それから、担当の責めに帰するだけには我々もう一切考えておりません。この調査報告書の中でも、調査を断念というか、やめることを書いておりますけれども、余りにも、実は正直にこの3者の意見が食い違っていることを出しました。正直言って裸状態で出しているんですが、これはもうその3者の意見を調整するようなこともできませんし、そこは正直なところで調査報告を出して、これ以上その違いを埋めることは、担当、班長、課長補佐、課長それぞれ追い込むことになりますので、そこはそれとして考えても、それ以上に、私どもがそのことが発生したということ、そういう組織としてのあり方を、責任を考えれば、それはもう事柄の事実以上の大きな責任でありますので、それをとらえて今後のことにすればいいんじゃないかというのが私の正直なことで、決して一担当に責任をかぶせるというふうな形は、今回の調査の流れの中でもしてはこなかったつもりでございます。

我々本当、環境生活部全員がそういう意味では真摯に反省をいたしておりますし、次のステップに生かしていきたいというふうに思っております。

○平野みどり委員 今聞きまして、それも信じて頑張っていたきたいと思います。やはりこの際いろいろ言われている県庁内の体質改善ですよ。やっぱり世間一般と違う部分というのを積極的に改善していこうということを上司の皆さんを中心にやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○重村栄委員長 ほかにございますか。

○城下広作委員 今いろいろ話を聞いておりました。職員の方は、ぜひ必要な部分は本当に必要だということを堂々と言っていて、そして購入すると。本当に必要なら予算を要求すると。これは県民のためですから、そういう仕事で必要なものはしっかりと要求していくと。ただ、本当に余ったら、ちゃんと執行残として上げるという、このめり張りのことをやるべきであって、この問題によって、必要なものまで、例えば次年度からもう遠慮しなきゃいけないと、これはまた逆に言えば仕事に対してマイナスになるということは、これはいけないことだと思っています。

私が一番この問題で、もしかしたらというふうに心配していたのは、価格が、要するに定価になっていたり高いのではないかとということがあれば、これは弁解する余地はないと思っています。ただ、ここで報告にあるように、価格はちゃんと安いというふうに思うとあるのが、ちょっとはつきり言い切ってもらいたいんですけども、いわゆる通常買うときの価格と変わらないと、いわゆる一般に皆さんが買うときと変わらないと。これが定価だったら、これは完全におかしいという

ふうなことで、これは弁解もできないなと思ったんですけども、いずれにしても、今部長が言われているとおり、今回の問題を、まだほかの課で出てくるかもしれません。そうすると、本当に欲しいから、欲しいけどなかなか買にくいからということの部分があったら、またこれはかえってマイナスになるから、この辺のこと、しっかりとある意味では教訓にさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○重村栄委員長 よろしいですか。コメントは要りませんか。

○城下広作委員 いいです。

○重村栄委員長 いいですか。

ほかにございませんか。

なければ、これにて質疑を終了させていただきます。

質疑は終わりましたけれども、一応私の方から皆さん方をお願いというか、委員長として発言をさせていただきたいと思っています。

今回の件は、環境生活部の自然保護課の事件として出てきましたけれども、これは、環境生活部だけの問題じゃなく、健康福祉部についても、あるいは病院事業についても、皆さん方の共通の課題としてしっかりと受けとめていただきたいというのをまずお願いをしたいと思っています。

本来は県庁全部に対して申し上げたいんですが、私が一応所管していますこの委員会の中で、皆さん方には、この意識をまずしっかりともう一度改めて認識をしていただきたいというふうに思います。

今回の預けという問題は、事が明らかになった時点で、やはり県民から県行政を信頼するというその二文字を消してしまったと、そんなふうに思います。この回復のためには並

々ならぬ努力が必要だと思っておりますので、皆さん方お一人一人が自分の守備範囲でしっかりとその意識を持っていただいて、それを一つにまとめていただきたいと思います。一人一人の気持ちがばらばらになっておきますと、当然この問題もまた同じようなことの繰り返しになると、そんなふうに思いますので、そういった目的をきちんと明確にし、自分の意識の中に一人一人が植えつけて仕事に当たっていただきたいと思います、そんなふうに思っております。

当然のことながら、二度とあってはいけないことであります。ただ、そのためには、今回の事柄を契機にして、もう一回本当にほかにはなかったのか、ほかの部署ではなかったのか、あるいはこれに類似したことが行われていないのか、そういったことをしっかりとチェックをしてください。そして、その検証をした上で前に進んでいただきたいと思います、そんなふうに思います。

やっぱり私どもは、一人一人が税金を納めております。これはやはりこの景気の中で血税でございますので、やはり税金のむだ遣いは当然困りますし、あるいは手続にのっとっていない使い方、これも非常に困るわけでございますので、この税金というものを大事なものだということで、自分のお金ならどんなに使ってもらっても構いませんけれども、これは県民の税金でございますから、その税金という意識をもう一回しっかりと持っていただきたい、そのようにお願いをしたいと思います。

それと、やはり法令の遵守、決まりを守ると。先ほど部長のお話もありましたけれども、本来はきちんとチェックをしなくちゃいけなかったのがしてなかったと。手続の不備でありますから、そういった意味でやはり守らなくちゃいけない手続はきちんと守ると、自分がしなくちゃいけない手続はきちんと履行すると、こういう意識をもう一回確認をしてい

ただきたいと思えます。

とにかく県民の皆さん方から信頼を回復していただくようにしっかりと反省をし、そして一歩前に進んでください。

私は学生するときラグビーをやったんですが、そのラグビーの世界では、ワンフォーオール・オールフォーワンという言葉があります。一人一人は全体のために、全体は一つの目的のためにという言葉であります。これは皆さん方の仕事にも当てはまる言葉だと思います。

ラグビーの世界で、皆さん方関係ない方もたくさんいらっしゃるかと思いますけれども、やはりほかの世界の言葉でも自分たちの仕事にはきちっと当てはまるものがございしますので、その言葉の意味をもう一回勉強していただいて、そして今回の反省の一つの糧にいただければ、少しでもよくなる行政ができるのではないかと思いますので、皆さん方の今からの御努力とそして県民の信頼回復のために、日々の積み重ねをお願いしておきたいと思えます。よろしく申し上げます。

まだほかに14件報告がございしますが、ちょっと時間もかなり経過しておりますので、ここで5分程度休憩をとらせていただきたいと思います。

休憩後にまた再開をいたします。

5分程度休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時39分開議

○重村栄委員長 皆さんおそろいのご覧でございますので、休憩前に引き続き厚生常任委員会を再開いたします。

今からほかの報告事項14件について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思えます。

それでは、説明を求めますが、時間が大分経過いたしておりますので、簡潔にわかりやすく、ポイントをしっかりとらえて説明をし

てください。

それではまず、福留環境保全課長から説明をお願いします。

○福留環境保全課長 環境保全課でございます。

報告資料の9ページをお願いいたします。

これは、浮遊粒子状物質中のイオン成分等調査による汚染原因解明に関する研究結果について御報告いたします。

11月11日に開催されました韓国・忠清南道との意見交換会におきまして、保健環境科学研究所が発表した研究結果でございます。

研究の目的でございますが、光化学スモッグ発生や浮遊粒子状物質濃度上昇、煙霧発生時等における浮遊粒子状物質に含まれる水銀濃度などを調査、解析し、汚染原因の解明を行ったものでございます。

4の研究結果につきましては、裏面、10ページで御説明をいたします。

左上の図をごらんください。

図の棒グラフは、宇土、八代、水俣で調査しました各月の水銀値を示しております。1月が他の月の2倍ほどの高さとなっております。ただ、数値的には、点線で示します指針値の10分の1程度でございますが、1月は、他の月よりも高くなっているということでございます。

また、同時に調査しました赤線の折れ線で示します硫酸イオン、これも1月に高くなっております。この硫酸イオンは、石炭や重油の中に含まれている硫黄分に由来するものでございます。

この1月の調査は、1月8日から9日にかけて行っておりますが、その日には県内で広域に煙霧が発生しております。そのときの大気の流れは、右の図のように、大陸から流れていることが後方流跡線から認められます。

この後方流跡線といいますのは、汚染物質

を含む空気の塊が流れた線を、跡を線でつないだものでございまして、汚染物質の輸送経路を知ることができます。これは、アメリカの気象観測衛星「ノア」のデータを解析しまして、この空気の流れを線でつないだものということございまして、右の図の青い線が1月8日の空気の流れ、それから黄色の線が1月9日の空気の流れで、大陸の方から九州・熊本の方に向かってきているというのがこれでわかります。

左下の図は、煙霧が出ますと、これは光化学スモッグのときですけれども、普通の状態は左の写真のようにきれいに澄み切って遠方の阿蘇が見えますが、煙霧が発生しますと、右のように白く濁った状態になります。

9ページにお戻りいただきたいと思えます。

9ページ、下、5に記載のように、広域的な汚染に対応するため、本県が提案しました有害大気汚染物質観測及び緊急時の体制整備に関する取り組み方針が5月の九州地方知事会で承認されまして、現在各県が連携した取り組みを行っているところでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○小嶋水環境課長 水環境課でございます。

それでは、委員会報告資料の11ページをお願い申し上げます。

県立天草養護学校におきまして、シアンを検出事案がございましたので、その概要を御報告申し上げます。

1の(1)の経緯のところをごらんいただきたいと思えます。

県立天草養護学校におきましては、1行目のところでございますけれども、水道法の水質基準の4.7倍のシアンが10月半ばに検出されたところでございます。

3行目に書いてございますが、10月27日に報告を水環境課の方で受領いたしまして以

降、直ちに天草市の方と協議をいたしまして、同校周辺の民家30戸の飲用井戸につきましても飲用自粛を指導するとともに、天草市におきまして応急的な給水活動を実施したところでございます。

その後、学校側で採水をいたしました井戸水の原水からはシアンが検出されなかったこともございまして、市の方と協議をいたしまして、地下水由来のシアンの可能性は低いと判断をいたしまして、周辺民家の井戸につきましては、飲用自粛を解除したところでございます。

なお、学校の浄水からは引き続きシアンが検出されたこともございまして、天草市におきましては、仮設の配水管工事を行って、応急的に水道水の給水を開始しているところでございます。

(2)に恒久的な対策の見通しを書いてございますけれども、来年度からは、この地区に天草市でもう水道整備をやるということで、そういった形で対応をしておられるところでございます。

2に、原因究明を書いてございますけれども、浄水からシアンが検出されました原因につきましては、現在、課と保環研、それから天草保健所等で連携をいたしまして、調査を行っているところでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

平成20年度ゴルフ場で使用された農薬に関する水質調査結果につきまして御報告申し上げます。

ゴルフ場で使用されます農薬による水質汚濁の防止を図るために、環境省が定めます暫定指導指針及び県で定めます農薬の安全使用に関する指導要綱に基づきまして、調査を実施しているものでございます。

この調査のほかにも、県内のゴルフ場におきましては、県が定める指導要綱等に基づきまして、年2回以上の自主検査、保健所からの随時の立入調査等も行って、適正な水質管

理が行われるように指導を行っているところでございます。

1に調査期間ございますが、ことしの6月から9月までということでございます。

2の対象ゴルフ場につきましては、平成20年度から5年かけまして、県内の44ゴルフ場の排出水、それから所有しております井戸水を調査することとしてございまして、本年度は、有明保健所、山鹿保健所管内の9ゴルフ場を調査することといたしました。

調査内容につきましては、3の(2)に書いてございますけれども、調査農薬といたしまして、殺虫剤、それから殺菌剤、除草剤の30物質となっております。

13ページをごらんいただきたいと思えます。

調査結果につきましては、排出水、井戸水すべてにおきまして農薬の検出はございませんでした。

次に、15ページをお願い申し上げます。

15ページは、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例につきましては、地方自治法の第252条の17の2の規定に基づきまして、知事の事務権限を市町村に移譲するための条例でございます。

毎年度、市町村と協議が調った事務権限を逐次改正を行って移譲しているところでございます。今回の改正につきましては、新たに8法令77項目を移譲することとしてございますが、条例案そのものは総務常任委員会で審議されているところでございます。

その資料の左から3つ目の項目の一番上に今回の改正趣旨を記載しております。また、2段目に改正の内容をつけておりますが、水環境課といたしましては、水道法に基づく事務のうち、簡易専用水道の指導監督に関する事務につきまして、本年度は、天草市及び宇城市に移譲するものでございます。

移譲される事務といたしましては、市町村長が必要があると認めるときに、簡易専用水道の設置者から管理についての必要な報告を求めたり、あるいは職員に立入検査をさせることができる権限、それから厚生省令で定めます基準に適合しないと認められるときに設置者に対しまして改善を命ずる権限、また、命令に従わなかったときに給水停止命令をする権限等でございまして、市町村が直接住民の皆さん方に安全、安心な水を供給し、迅速な措置をとることができるようになると考えておるところでございます。

施行期日につきましては、平成21年4月1日としてございます。

以上でございます。

○山本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

16ページをお願いいたします。

公共関与による管理型最終処分場の整備について御報告を申し上げます。

まず、1の最近の主な取り組みでございます。

9月29日には基本設計を策定いたしました。これを踏まえて、環境影響評価方法書を作成いたしまして、条例に従い、10月28日から11月27日まで公告・縦覧をいたしました。この間、8回にわたり住民説明会等を開催し、約300人の方々に御参加をいただきました。これまで、地下水、農業用水への影響が心配などという御意見を450件ほど寄せられております。今後、熊本県環境整備事業団といたしまして、取りまとめの上、知事及び関係市町長に送付することとしております。

今後できるだけ多くの御意見をいただきながら、地元の合意形成に向けて、誠心誠意対応してまいりたいと思っております。

なお、資料には記載しておりませんが、12月8日に、環境影響評価審査会による現地調査が実施されました。また、翌9日には、南

関町副町長が来庁されまして、同町大場、胡麻草の両区長連名で処分場設置反対に関する陳情書が町長及び議長あてに提出された旨の御報告をいただきました。あわせて、両地区ではまだまだ説明が不足しているの、適切な対処を願いたいとの要請もいただきました。両区の方々には一層丁寧に御説明をさせていただきますとともに、他の関係地区住民の方々にも十分に説明してまいる所存でございます。

次のページの2の今後の取り組みでございますが、ただいま申し上げましたとおり、何よりまず地元の御理解が第一でございますので、引き続き、環境アセスメントの手续や地下水調査などさまざまな機会を通じまして、事業の必要性、安全性について丁寧に御説明をしてまいります。

3の基本設計の概要でございます。

平成18年9月に制定いたしました基本構想をもとに、その後実施いたしました測量や地質調査等の結果を踏まえまして、基本設計を策定いたしました。その概要は、記載のとおりでございます。

また、平面図を次ページに掲載をしておるところでございます。

埋立容量につきましては、現地の地形及び最近の最終処分量の動向を踏まえ、約45万立方メートルといたしました。また、概算事業費は約62億円となっております。

この基本設計を踏まえて、来年度以降に取り組むこととしております実施設計において、詳細を詰めてまいることとしております。

1枚おめくりをいただきまして、4の環境影響評価手続についてでございます。

現在、第1段階でございます方法書の策定の手続中でありまして。今後の手続は、その調査検討の手法や方法について、住民、行政、専門家の方々から幅広く御意見をいただき、関係者に一層の御理解をいただける方法書となるような取り組みでございます。

熊本県環境影響評価技術指針に定めます18項目に交通安全を追加選定するとともに、地元に関心の高い地下水、農業用水については、今後重点的に調査検討を行ってまいります。

方法書手続終了後は、現地調査を実施し、準備書の作成手続へと移行することとなります。

説明は以上でございますが、これからも丁寧な説明を心がけ、最終処分場の整備に御理解を得る努力を重ねてまいります。

以上、よろしくお願いいたします。

○谷崎水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

報告事項資料の20ページをお願いいたします。

まず、前回の厚生常任委員会以降の主な経緯について御報告いたします。

10月3日の日に、与党水俣病問題に関するプロジェクトチームの園田座長が、不知火患者会と会っておられます。冒頭の部長の説明の中でも言われましたが、11月13日に、水俣病対策特別委員会の正副委員長が、チッソの後藤会長に救済策に応じるよう改めて要請をされるとともに、環境大臣と会われまして、今後とも、早期解決に向けて、国、県が連携して対応していくことを御確認いただいたところでございます。

その11月13日の内容でございますが、2の(1)にまとめております。

まず、チッソの後藤会長ですが、救済策に対する基本的な考え方は変わっていない、救済策を受け入れるためには、分社化の確信が得られることが最低条件という発言がっております。

なお、環境大臣との会談の中では、大臣から、与党PT案が実施できるよう我々も全力を挙げたい、チッソが基本的な考え方に合意してもらい必要がある、その説得に全力

を挙げている、今後とも一緒に努力していきたいという発言がっております。

あわせて、園田座長との意見交換もされておりまして、座長からは、チッソの説得が救済策実現のかぎであると、裁判を行っている団体とも現在話し合いを続けているという趣旨の発言がっております。

次のページをお願いいたします。

被害者団体の動向でございますが、与党PTの受け入れを表明されております出水の会と芦北の会は、それぞれ、環境省に対しまして、チッソへのさらなる説得を続けるよう要請されております。また、与党PTの受け入れを拒否されております不知火患者会は、先ほども経緯の中で申し上げましたように、園田座長と会われまして、司法による解決を要請され、これに対して、園田座長は、司法の場で和解による解決ができるなら努力したいとの発言があった模様でございます。

3の認定業務の状況及び4の水俣病に関する裁判の状況につきましては、前回以降状況に大きな変化はございません。

以上でございます。

○吉田少子化対策課長 少子化対策課でございます。

報告資料の22ページをお願いいたします。

熊本県ひとり親家庭等自立促進計画の策定状況について御報告申し上げます。

1の経緯でございますように、県では、平成14年11月に改正されました母子及び寡婦福祉法、さらに、15年3月に国において示されました母子家庭等施策に係る基本方針に基づきまして自立促進計画を定めております。この現在の計画期間が平成20年度末で終了いたしますことから、本年度、新しい計画目標値等の設定を含めて計画の改訂案の検討を行っているところでございます。

2 計画の改訂内容の概要につきましては、まず、(1)の①基本理念につきましては、現

在の計画に定めますひとり親家庭等が自立し安心して生活できる環境づくりというものを維持することとしております。

また、②の基本目標につきましても、本年度計画策定に際しまして県の方で実施いたしました県内のひとり親家庭の実態調査におきまして、収入額の平均が181万円と、ひとり親家庭、母子家庭、非常に低い水準にございます。こうした経済的に厳しい状況にあることなども踏まえまして、現計画の基本目標を維持することとしております。

具体的には、記載のとおり、1番、就業支援、さらには、2番、子育て、生活支援、3番、経済的支援等々の6つの目標を維持することとしております。

なお、改訂する計画の計画期間につきましては、(2)にありますように、21年度からの5年間としております。

次のページをお願いいたします。

計画の中で本県独自の取り組みとしましては、国において示された4つの柱、先ほどの1から4でございますが、これに加えて、5番目、父子家庭支援策の推進、さらに、6番目、相談機能の強化と情報提供の充実、この2点を加えて、ひとり親家庭を支援していく点でございます。

どのような施策に取り組んでいくかにつきましては、(4)にありますように、ことしの8月実施いたしました県内の実態調査の結果、あるいは今策定委員会で御議論いただいております中身を踏まえまして検討したところでございます。例えば、個別に母子家庭の母親の就業を支援していく母子自立支援プログラム実施、こうしたものに重点的に取り組んでいきたいと考えております。

また、具体的な施策を達成するための指標としまして、21年度から25年度までの数値目標を設定しております。

なお、これらの具体的な内容や実態調査の結果につきましては、別冊として参考資料を

添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

3 策定スケジュールでございますが、これまで、7月、11月に計画推進委員会で議論をいただきまして骨子案を作成いたしましたので、今月末からパブリックコメントで県民の方々の御意見をいただいた上で計画案を作成し、最終的には3月の委員会で御議論いただいた上で確定したいと考えております。

なお、参考としまして、参考1には、8月に実施しました実態調査について記載しております。

24ページをお願いいたします。

(4)の一番下にありますように、母子家庭の平均年齢37.4歳と1.1歳若くなっておりますし、また、平均総収入も181万円と低い状況になっております。

さらに、参考2として、母子家庭世帯数等の統計的な数字を記載しておるところでございます。

以上でございます。

○岩田高齢者支援総室長 高齢者支援総室でございます。

資料の25ページをお願いいたします。

第4期高齢者かがやきプランの策定状況について御報告いたします。

1番の計画策定の趣旨でございます。

現在推進しております第3期のプランが今年度をもって終了いたしますため、平成21年度から23年度までの3年間を計画期間とする第4期高齢者かがやきプランの策定を現在進めておるところでございます。

2番の計画の位置づけでございますが、この計画は、高齢者福祉計画と介護保険事業支援計画を一体として策定するものでございます。今回特に、新たな県政運営の基本方針でございます、くまもとの夢4カ年戦略を踏まえることとしております。

3番の計画の策定体制でございますが、社

会福祉審議会の高齢者部会において広く御意見をいただきつつ策定を進めております。

26ページをお願いいたします。

4番、策定スケジュールでございます。

これまで2回の部会を開催し、骨子案の提示までいたしております。本日のこの委員会への御報告を経まして、今月25日に第3回部会を開催し、素案を提示することとしております。

次に、1月に入りましてパブリックコメント、そして3月上旬に厚生常任委員会への最終報告を経まして、3月末までに策定の予定でございます。

5番の計画の概要、26ページから27ページにかけて示しております。その中で、特に、(2)課題と対応策のところでございますが、今回、高齢者の状態像、あるいはかかわる関係主体ごとに課題を整理いたしまして、この課題解決のために、ここにございますように、例えば、①高齢者の社会参加の機会提供の拡充や支援等、8つの対応策を整理し、現在この対応事業を検討しているところでございます。

27ページでございますが、最後に、6番の療養病床の転換状況について簡単に触れさせていただきます。

医療制度改革の流れの中で、療養病床に入院されている方のうち医療の必要性の低い方を介護保険で受けとめていくという、こういう流れの中で、療養病床を介護療養型老人保健施設等介護保険施設へ転換するという療養病床の再編成を進めております。この再編成は平成24年度までのものでございますので、第3期プランの中の一つの大きな課題として、今回、先ほどの8つの課題の⑦の中に療養病床の円滑な転換を位置づけておるところでございます。

28ページをお願いいたします。

28ページから29ページにかけまして、転換状況を示しております。

詳細は省略いたしますが、(1)が転換対象の病床数でございます。(2)にありますように、これまで転換の相談が57件あっておりまして、(3)にありますように、転換を計画しておられる計画書の提出が5件、そのうち、12月1日付で1件、これは18床の診療所でございますが、介護療養型老人保健施設への転換済みでございます。

29ページには、本年5月31日実施の転換意向調査結果の概要を示しております。

詳細は省略いたしますが、右下の方、現時点で転換意向が未定という回答がまだ34.6%という状況でございます。

30ページと31ページに関係資料をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、御報告いたします。

○前田障害者支援総室長 障害者支援総室でございます。

32ページでございます。

第2期熊本県障がい福祉計画の策定状況についてでございます。

障害者の方の自立した地域生活を支援するために必要な障害福祉サービスを計画的に整備をする必要がございます。そのための計画を県及び市町村において策定することが障害者自立支援法に求められております。

第1期の計画期間が平成18年から20年度まで、第2期の計画期間が21年から23年度までということで、現在第2期計画策定に向けて準備を進めているところでございます。

なお、県の計画につきましては、市町村の計画の見込み量の積み上げを基本として策定することとなります。

次に、今後の予定でございますが、33ページをお願いいたします。

33ページの(2)でございますが、今月、熊本県障害者施策推進協議会を開催いたしまして、骨子案について審議をいただくこととな

ります。その後、市町村等とのヒアリング、それからパブリックコメント、県議会への御報告、3月には、最終案について推進協議会の方で御審議をいただき、第2期計画の策定ということになります。

次に、35ページをお願いいたします。

熊本県くすのき園入所者の事故についてでございます。

部長の冒頭の概要説明にもございましたが、去る平成20年9月22日に、県立の障害者支援施設、熊本県くすのき園におきまして発生をいたしました死亡事故について、12月の8日でございますが、宇城警察署の方から、業務上過失致死の疑いで、施設の園長並びに担当職員を熊本地方検察庁に書類送検されたところでございます。

送検の内容でございますが、担当職員につきましては、車いすを乗降リフトでおろす際に、車いすの車輪を固定しないままリフトの操作をし、入所者を車いすごと転落させ、死亡させた疑い、園長につきましては、リフトの操作など適切な指導を怠った疑いということになっております。

被害者の方でございますが、38歳の男性の方でございますが、平成5年から熊本県のくすのき園に入所中でございます。

事故後の対応でございますが、指定管理者である事業団に対しまして、管理協定に基づきまして、事故の検証及び再発防止策の実施を指示いたしましたところでございます。

また、県におきましても、事故の検証及び再発防止策の検討を行ってございまして、その結果を踏まえまして、県立施設はもとより、県内の関係福祉施設に対しまして、リフト車使用時の事故防止を含む施設全体の安全管理の徹底について呼びかける文書を通知する予定といたしております。

なお、事業団の現在までの対応状況でございますが、事業団におきましても独自に事故の検証を行いまして、平成20年10月29日に、

事故報告書が県へ提出されたところでございます。

事業団では、事故の検証を踏まえまして、リフト操作マニュアルの整備及び職員の実地研修の実施など、既に再発防止に向けて取り組んでいるところでございます。

施設におきます安全運転に万全を今後期してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○高橋医療政策総室長 資料の36ページをお願いいたします。

長寿医療制度の施行状況でございますが、9月の本委員会以降の状況について御報告をいたします。

まず、1の保険給付、医療費の状況でございますけれども、左側の数値が1人当たりの医療費、右側が給付費の総額でございます。ごらんいただきますと、4月から6月までの3カ月間では、従来の老人医療制度であった前年とほぼ同様の状況にございました。

次に、2.改善策の実施状況でございます。

(1)の保険料軽減の拡充については、均等割は、年金収入80万円以下の方は最高9割の軽減に、所得割は、年金収入211万円以下の人は5割の軽減となります。この結果、本県の1人当たりの保険料の平均額が6万1,100円から5万1,560円、9,539円の減になりまして、率にいたしますと15%程度の軽減になっております。

次に、(2)の納付方法でございます。

7月から国保保険料を確実に納めているなどの一定の条件を満たしている方は口座振替が可能でございましたが、21年度からは、この条件を撤廃いたしまして、原則として口座振替と年金からの徴収の選択が可能となる予定でございます。この結果、年金からの差引きに対する抵抗感は相当緩和されるのではないかとこのように考えております。

次ページ、(3)でございますが、そのほか、

従来保険料の負担がなかった被用者保険の被扶養者の保険料の9割軽減措置を21年度まで延長すること、それから75歳到達月の自己負担限度額の改善、所得判定によって窓口負担が1割から3割になる場合がございますが、この場合、従来と同様の1割負担とすることなどがございます。

次に、3の制度の見直しについてでございます。

9月に舩添厚生労働大臣の制度の抜本の見直しの発言がございまして波紋を広げたところでございますが、その後検討会を設置して、大臣私案について議論することとなっているところでございます。

そこで、(1)の見直しの基本的な考え方でございますけれども、1点目は、長寿医療制度、これは10年にわたる議論を経て制度化されたものであり、単にもとに戻すということでは老人保健制度の問題を解決できないため、廃止はしないこと、2点目は、法律に規定する5年後の見直しを前倒しし、よりよい制度への改善を図ること、3点目は、1年をめどに幅広い議論を進めていくことが示されております。

次に、(2)でございまして、長寿医療制度と国民健康保険を一体化して都道府県が運営するという大臣私案が、高齢者医療制度に関する検討会に提示をされております。

ここでちょっと40ページの方をごらんいただきたいと思っておりますけれども、大臣私案のイメージがございました。

左側が現行の長寿医療制度、右側が大臣私案のイメージでございます。一体化することによって、基本的には、従来の老人保健制度、老人医療制度の仕組みと同じような形になっておりまして、大きな違いは、都道府県が両制度を運営するという点でございます。

下欄に制度のねらい、それから今後解決すべき課題が整理してございますが、これらの課題について検討会の方で今後議論されるこ

とになってございます。

37ページの方にお戻りをいただきまして、(3)の私案に対する都道府県の反応でございますけれども、時事通信が10月に行いましたアンケート調査では、反対が29知事、賛否表明なしが17、賛成が大阪府の1となっております。本県は、見直しの詳細が明らかでない現時点での賛否表明はしない旨回答しておりまして、(4)でございますけれども、本県といたしましては、制度見直しの検討状況を注視しながら、必要に応じて、知事会とも連携して国に働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

38ページ、39ページに、先ほど申し上げました保険料の一覧表がございました。本県は、39ページの下寄りにございますので、参考までにごらんいただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○牧野健康危機管理課長 健康危機管理課です。

資料の41ページをごらんください。

新型インフルエンザ対策の取り組みにつきまして、現状等を御報告いたします。

まず、41ページでございまして、黒四角の1つ目に、新型インフルエンザとはということで一応してございます。

新型インフルエンザといいますのは、人にとって新しいタイプのウイルスによるインフルエンザということでございまして、現在、高病原性鳥インフルエンザ、H5N1のウイルスが変異して新型として出現するのではないかとということが最も懸念されているところでございます。

資料の中段に、新型インフルエンザにより健康被害の想定を表にしております。これは国が推定しているものでございますが、ごらんいただきますように、国全体で3,200万の罹患者、それによりますと、死亡者

が64万人と。それを人口案分いたしますと、右の欄の本県の欄になります。

なお、この推計は、新型インフルエンザ対策として何らの措置をとらなかったならばこうなるだろうというふうな前提の推定でございます。

42ページをお願いいたします。

これまでの主な取り組みを大きな2番として、国と本県に分けてまとめてございます。

まず、黒四角の1つ目、国の取り組みでございますが、平成17年度に行動計画を策定されまして、17から18年度で抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、それから、18、19、20にかけてまして、プレパンデミックワクチンの備蓄等を進められております。その後、ガイドラインの策定、それから法改正等なされております。

なお、中段に米印で、プレパンデミックワクチンを注記しております。これは、本来のワクチンではなくて、新型ウイルスの出現前に鳥インフルエンザウイルスをもとに製造されるものでございます。これに対して、その下のパンデミックワクチンというのが本来のウイルス出現後に製造されるワクチンということでございます。

黒の2つ目でございますが、本県の取り組みでございますけれども、17年度に同じく県の行動計画を策定いたしまして、広報等を進めながら、18年度、19年度に、国に対応いたしまして、抗インフルエンザウイルス薬を本県割り当て分としまして15万4,000人分備蓄したところでございます。

43ページに移っていただきまして、8月には医療従事者向けの研修会、その後、10月からこれまで各保健所ごとの普及啓発事業、それから県医師会等におきます医療従事者向けの情報提供等を行っております。

資料中段の大きな3番でございます。

今後の主な取り組みといたしまして、国の動きでございますが、白丸1つ目ですけれど

も、現在国の方で行動計画の改定が進められております。

主な視点といたしまして書いてございますが、これまで発生初期の対応に中心がありましたが、今後、これに加えて、外国からの流入の阻止、それから流行拡大期の対応等につきまして書き込まれる予定でございます。来年1月中旬に改定予定と聞いております。

それから、国の取り組みとしましては、次の白2つ目ですが、ワクチンに関する事柄がございまして、それに書いてございますプレパンデミックワクチンの事前接種というものがございます。平成20年度に、これは先ほど言いました事前に製造いたしましたワクチンの安全性を確認するというようなことで、6,400人を対象に事前接種が行われておりまして、この安全性の評価を行った上で21年度には接種対象が拡大されるというところでございます。

それから、本来のワクチンの製造法の研究開発が進められております。

それから、一番下の白丸、抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄でございますが、一番最後の行ですけれども、現在、全人口の割合で23%、数的には2,935万人分、国、都道府県、それから流通段階あわせて備蓄されております。これを45%に引き上げるというふうな計画中でございます。この辺につきましては資料の最後にまとめてございます。

44ページをごらんください。

国の取り組みを踏まえまして、本県の取り組みでございますが、まず、白丸1つ目ですけれども、国の行動計画の改定を踏まえまして、本県でも、県の行動計画を見直すということで、年度中を目途に取りまとめを考えておるところでございます。

それから、白丸2つ目が、医療体制の整備でございますが、予算関係で若干御説明いたしましたが、現在の医療体制といたしましては、圏域ごとに医療機関の役割分担等に基づ

く体制づくりを進めてございます。

基本的には、発生初期の罹患者が非常に少ない段階には、感染症指定医療機関に隔離をして封じ込め策を行うと、感染拡大防止を図ると。感染が広がりました段階では、重症者については、役割分担で入院を受け入れる医療機関に入院していただく、軽症者については自宅療法を勧めると、そういうふうな体制になるのかなということで協議を進めているところでございます。

それから、次の白丸の3つ目でございますが、医療体制だけでなく社会全体での対応体制が必要ということでございます。

黒ポツで書いてございますが、市町村における取り組み、それから民間企業、学校における取り組み、それから家庭における取り組み、これにつきまして、今後、情報提供を行いながら、準備の要請を行っていくということを考えております。

最後のページ、45ページをごらんいただきますと、4 今後の予定としまして、書いておりますとおりでございますが、最後に、参考といたしまして、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況について報告いたします。

まず、黒丸1つ目が既備蓄分でございますけれども、これが現在までに国レベル、全国で国、都道府県、流通段階、役割分担をして備蓄されているもの、右側の計の欄、2,935万人分としてございます。

黒丸2つ目ですが、今後追加備蓄予定とございます。国が計画中でございます。タミフルが2,660万人分、それからリレンザというのが133万人分ということでございます。タミフルとリレンザにつきましては、一番最後に米印で注記をしてございます。合わせますと、国側の方に合計5,728万人分ということで、全人口の45%相当というところでございます。

なお、この追加備蓄につきましては、その下に黒ポツ2つで書いてございます。まず、

ポツの1つ目ですが、今回国は、追加分のうち、タミフルの2分の1、1,330万人分、それと、リレンザ133万人分については、国の平成20年度予算ということで備蓄予定でございますが、残りにつきましては、都道府県で備蓄をするようにという要請をされているところでございます。

次のポツでございますが、これに対しまして、全国知事会といたしましては、この薬品の備蓄は国全体の危機管理の問題だということで、追加備蓄の全量について国の負担と責任において行うよう申し入れているところでございます。

本県といたしましては、これは、全国知事会の動向等見ながら、この追加備蓄への対応については今後検討する必要があると考えているところでございます。

以上です。

○木下薬務衛生課長 報告事項の最終ページの46ページをお開き願います。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の改正につきましては、先ほど水環境課長から総枠につきまして説明がありましたとおりでございますが、薬務衛生課関係としましては、墓地、埋葬等に関する法律に基づきます墓地等の経営許可等に関する事務を、移譲申し出がございました宇城市に移譲するため条例改正を行うものでございます。

具体的な移譲事務の内容は、墓地等の経営許可に関する事務のほか、墓地等の管理者からの報告徴収並びに墓地等の施設の整備改善、使用の制限、禁止の命令及び経営許可の取り消しに関する事務でございます。

本条例は、総務常任委員会に付託されておりまして、平成21年4月1日からの施行予定でありまして、施行期日等欄に記載のとおり、一部の経過措置を設けております。

なお、玉名市ほか4市につきましては、既

に権限移譲済みでございます。

よろしく願いいたします。

○岡村健康福祉政策課長 別とじになっておりますが、くまもとの夢4カ年戦略(案)の概要をお願いいたします。

今議会に上程されております戦略案は、総務常任委員会での付託審議となっておりますが、県政全般にかかわりますので、概要について御報告をさせていただきます。

1 ページをごらんいただきます。

戦略の位置づけでございます。

本戦略は、蒲島県政の4年間の県政運営の基本指針であるということ、また、本戦略の策定後は、現在の総合計画と置きかわることになるということでございます。

次に、2のポイントでございますけれども、本戦略は、知事マニフェストを基本としてつくられております。これまでの総合計画は、10年間程度を計画期間としてつくられておりましたけれども、知事の任期に合わせた平成24年3月までを計画期間としております。

続きまして、3の構成でございます。

くまもとの夢とはということで、生まれてよかった、住んでよかった、これからもずっと住み続けたい熊本の実現です。そのために、ここに掲げております4つの分野と12の戦略について取り組んでいくことといたしております。

それから、それぞれの戦略には目標と複数の指標を設定いたしまして、重点的に取り組む施策等を挙げまして取り組んでいくことといたしております。

また、喫緊の課題といたしまして3つの課題を挙げまして、また、さらに、熊本市の政令指定都市誕生に向けての取り組みをすることといたしているところでございます。

2 ページでございます。

経済上昇くまもとについてでございますけ

れども、これは稼げる県に向けた産業振興に取り組むものでございます。魅力的で、豊かな基盤を持ち、世界に飛躍する農林水産業の振興を初め、県経済を牽引し、活力があり、雇用を創出する商工業、あるいは記憶に残る観光地、歴史回廊くまもとに向けた観光産業の振興を図ることといたしております。

3 ページでございます。

長寿安心くまもとについてでございます。

県民一人ひとりが人権を尊重され、健やかに生き甲斐を持って力を発揮できる社会に向けた取り組みを初め、住み慣れた地域で安心して暮らすための医療、福祉の体制整備や安全安心で住みやすい社会に向けた食の安全や消費生活、防犯・防災対策など、安全安心に暮らすことができる社会づくりに取り組むことといたしております。

若干ちょっと中身を御説明させていただきます。

健康福祉部、環境生活部の分野といたしまして、戦略1、健康・社会参画においてでございますが、指標として、日頃から健康のための取り組みを実施している県民の割合など、3つの指標を挙げております。また、頭に星印がついておりますが、健康増進・長寿づくりの推進など重点的に取り組む施策としておまして、このほか、介護予防の取り組みなど6つの施策を主な施策として掲げて取り組むことといたしております。

戦略2、医療・福祉におきましては、指標といたしまして、地域の縁がわ整備箇所数など5つの指標を挙げております。また、地域医療体制の整備等に重点的に取り組むことといたしております。また、地域福祉施策の推進など、3つの施策を主な施策として取り組むことといたしております。

戦略3、安全安心でございますけれども、指標といたしまして、食品に対してとても不安を感じる県民の割合など、5つの指標を挙げております。また、消費生活行政の推進、

犯罪抑止総合対策など重点的に取り組む施策としておりまして、このほか、食の安全安心の確保、食育の推進など、5つの主な施策を挙げて取り組むこととしております。

4ページでございます。

品格あるくまもとでございますが、だれもが誇りと魅力を感じるくまもとづくりを行うものでございます。

地域の歴史、文化などを生かした魅力ある地域づくりを初め、低炭素、循環及び共生を基調とした持続可能な社会づくりに取り組んでまいります。

また、九州新幹線の全線開通を契機といたしまして、交流人口の増加、認知度向上に向けた取り組みや道路交通ネットワークなど、県土基盤の強化に取り組むことといたしております。

環境生活部の分野といたしまして、戦略2、環境におきましては、指標といたしまして、温室効果ガス総排出量削減率など、5つの指標を挙げております。また、県民総ぐるみによる地球温暖化対策とエコ活動の推進や健全な水循環と水環境の保全を重点的に取り組む施策としておりまして、このほか、3R、廃棄物の適正処理、公共関与による管理型最終処分場の整備の促進など、5つの施策を主な施策として取り組むことといたしております。

続きまして、5ページでございます。

人が輝くくまもとでは、子育て支援を中心といたしました子どもの笑顔があふれる社会づくりや夢への架け橋となる教育、さらには、働くことを通して自己実現できる社会の構築に向けて取り組むことといたしております。

健康福祉部、それから環境生活部の分野といたしまして、戦略1、子育てにおきましては、指標といたしまして肥後っ子の日を知っている県民の割合やくまもと子育て応援の店・企業登録数を挙げております。

また、子育てへの多様な支援を重点的に取

り取り組む施策といたしておりまして、このほか、子どもひとり親家庭への福祉施策の推進など、2つを主な施策として取り組むことといたしてあります。

戦略3、就労におきましては、女性、高齢者、障がい者等の就労支援を主な施策として取り組むこととしてあります。

以上の取り組みによりまして、それぞれに掲げました目標を達成し、県民幸福量の最大化を図ってまいりたいと考えております。

最後、6ページでございますけれども、推進体制についてでございます。

県民、市町村、企業、大学などと協働いたしまして、情報公開を徹底して、県民総参加による県政運営を推進することとしてあります。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○重村栄委員長 以上、14件の報告が終了をいたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○大西一史委員 1つは、長寿医療制度の36ページ、37ページでいろいろ報告がありましたけれども、これは制度改正についてはどういふ状況になるかちょっとわからぬというところがありますが、これは、厚生労働大臣の発言によって随分制度設計もこの見直しをしなければならぬというふうなことですけれども、前にも指摘したとおり、こういう制度がどんどんどんどん変更されることによって、事務的なコストであるとか、こういった現場のコストというのは非常にかかってくると思うんですよ。その辺についてやっぱり現状のコスト云々ということもそうなんですけれども、やはり制度が現行から見直しをされたときに、県としては一体どのくらいの財政的な対応をしなければならないのかとか、そうい

ったことをやはり想定しておく必要があると思うんですよね。

だから、これはまだはっきり私案の、しかもそれを検討する状況ですから、今の段階、答弁は求めませんけれども、こういったことに関してのシミュレーションといたしますかね、をしっかりとやって、そして国に対しても、こういう負担が出てきますけれども、それに対してどういう財源的な措置をしてくれるのかとか、そういったことについてはしっかりと国に対しても意見を言うてください。それは、知事会なりあるいは直接厚生労働省なりに意見を上げていただくということが必要だというふうに思います。

それと、これとちょっと関係するかどうかあれなんですけれども、国民健康保険料の、これは一般質問でもやろうかと思って時間がなくてやらなかったんですが、いわゆる中学生以下の、要は親が保険料を滞納してしまって、無保険——無被保険というのが正式な名称のようなんですけれども、正式な名称というか、そういう呼び方をするみたいなんですけれども、全国で3万3,000人ということで、その厚生労働省の調査で明らかになったわけですよね。これは10日に衆議院の厚生労働委員会で全会一致で、要は、来年の4月1日から、この無被保険者の中学生以下の子供たちには、短期の保険証を交付するということの、要は国民健康保険法の改正案を可決したわけなんですけれども、まず、現状の熊本県内の無被保険者状態になっている、その中学生以下の子供の状況というのがどういう状況かということ。

それから、これは4月1日からの施行の予定ですね、これは国会で成立したとして。それまでの間の状態はどうするんだということなんですけれども、その辺についてちょっとお聞かせいただければと思います。

○重村栄委員長 今の質問は、この報告とち

よつと外れていると思いますが、もう発言をされましたので、答弁をしてください。

○高橋医療政策総室長 まず、今の子供のいる世帯の状況でございますけれども、9月15日現在の数字ですが、本県滞納世帯が6万4,000世帯ぐらいございまして、そのうち、資格証明書を交付している世帯が3,252世帯ございます。そのうち子供がいる世帯は243世帯でございます。これは世帯ですので、ちょっと人数等は違ってまいりますけれども、中学生以下は407人という状況になってございます。

それから、この資格証明書、いわゆる先ほど無被保険証状態ということでの説明がございまして、報道では、これは無保険状態というふうな報道がよくございますけれども、御承知のように我が国は皆保険制度でございますので、無保険状態という状況はございません。これは十分認識をしていただきたいというふうに思いますけれども、保険は既に皆さん加入をされている状況でございます。ただ、そのかかり方によって医療の給付の仕方がちょっと若干変わってくるということでございます。

資格証明書を発行されれば、窓口では10割の負担をして、その後に保険給付の7割を払い戻していただくというふうな形になってございます。ここは十分御認識をいただきたいと思います。

それからもう1点目、4月1日以降ということでございまして、現在の状況では、先ほど12月11日で衆議院の本会議で全会一致でもう可決されたということでございますので、この後参議院の方に送られると思います。見込みでは、当時は来週中にも成立ということでございましたが、今週中か来週中かは成立する見込みだろうかというふうに思います。

施行の方は4月1日からということでございます。

これまで、この考え方として、やはり一方では、国民健康保険の安定的な運営というのがございますので、これは保険料を確実に納付していただかないといけないと。そういう意味で資格証明書の発行が法で義務づけられたというのがございます。でも、一方では、やはり子供の福祉の視点というのもございます。何の責任もない子供さんたちが医療を受けにくい状態のままでもいいのかというこの2点があるわけですけれども、今回、各市町村の方では、いわゆる法律のはざまと現実のはざままでかなり悩まれたというふうに推測しております。

今回、そういう法律ができることで、いわゆる法的なもの、これは解決できますから、その分は非常によかったかなというふうに思います。

それはそれとして、もう1つ、安定的な保険料収入の確保というのが必要でございますが、これはこれとしてきちっとした対応をしていく必要があるかなというふうに思います。

法は4月1日ということになりましたけれども、当然もうそういうふうに変わるということになりましたので、これから順次各市町村で、現実的な対応としては、順次その状況を見ながら、いわゆるもう資格証明書じゃなくて短期証を発行するような方向に進んでいくのではないかなというふうに理解をいたしております。

○大西一史委員 ちょっと報告事項と若干ずれたということで、それは大変失礼しました。

ただ、その医療制度ということに関して保険の問題非常に大きいので、この辺については、法がしっかりまた変わるということで、福祉の点でのその担保というのはあるんでしょうけれども、今お伺いすると6万4,000以上の滞納状況があるということは、非常にこれは、経済的にいろいろ今不況で厳しい状況

とはいえ、やはりこれを放置しておくわけにはいかないということで、そこに対する対策も徹底していただきたいというふうに思います。

それから、子供、407人ですかね、中学生以下、調べている限りです。ということですが、恐らくこれから増加していくことも考えられますので、その辺のフォローも、教育関係、教育機関あたりとも連携しながら、その辺は対応していただきたいというふうに思います。

それと……。

○平野みどり委員 関連で、今回中学生以下ということで、407人ということですが、児童福祉法で子供たちの福祉に関しての責任はやっぱり18歳までですよ。その高校生の問題に関しては、授業料も滞納せざるを得ないような状況の中、医療の部分でも健康も維持できないというような状況になると、やはりここは問題だと思うんですが、市町村独自でやっている自治体もあるというふうに聞きましたが、本県の中では、高校生まで拡大しているところというのはあるんでしょうか。

○高橋医療政策総室長 今のところ短期証を高校生までの、熊本市が今回18歳まで発行するということになってございます。そのほかでは、今の状況でございますと、天草市がもう1件ございます。短期証を交付するということになってございます。

○平野みどり委員 今後そういった要望が市町村の住民の皆さん、県民の皆さんから上がってくると思うので、そこは、県の財政負担ではなかなか厳しいところもあると思いますが、国にさらに我々も含めて要望していけたらなというふうに思いますので、県からもよろしく願いいたします。

○重村栄委員長 要望でよろしいですね。

○平野みどり委員 はい。

○重村栄委員長 そのほか報告事項に対する質疑ございますか。

○大西一史委員 これは報告事項の、新型インフルエンザ対策のところ、43ページなんですけれども、プレパンデミックワクチンを従業員接種をするということで検討ということで、既にこれは国の方でガイドラインというのが示されて、例えば、空港の職員だったり、そういう税関の職員だったり、あるいは自治体の長、政府の首脳とか、こういった人たち、我々議会議員もこういうのを接種する——優先接種というんですかね、あれは。ようになっていると思いますけれども、ここではとりあえず従業員接種の検討ということで、今ワクチンの安全性とか効果評価を行うための接種実施ということでされているということなんですけれども、これはまだ安全性がよくわからぬと思いますけれども、6,400人ですね、感染症指定医療機関等の職員が今接種するようになっていますけれども、本県の関係者はこの中で大体何名ぐらいというのわかりますか。

○牧野健康危機管理課長 この事前接種に平成20年度の6,400人の取り組みにつきましては国の方で公表されておりませんので、県の方では把握をしておりません。

○大西一史委員 わからぬわけですね。ちょっとこれはあれなんですけれども、安全性とか、私たちもまあ打たれるというといかぬですけれども、打つ可能性が高いですから、やはりこの辺のまだ医療機関の医療関係者の中でも、このプレパンデミックワクチン自体の安全性というのもちょっと問題があるのでは

ないかというふうな話もありますので、その辺の正確な情報をできるだけ出していただきたいということをお願いしておきます。そういった不安、要はプレパンデミックワクチンが危ないのであれば、ちょっと受けたくないとかいう人が必ず出てくると思います。だから、本当に抑えるために効果があるのか、あるいは健康へのリスクがないのかということについての情報は、今国の方で開示されていないということなんですけれども、こういったものはできるだけ正確に早く開示していただきたいということをお願いしておきます。

これに関しては結構です。

○平野みどり委員 プレパンデミックワクチンに関しては、効果に関して、先ほど大西委員が言われたようにあると思うんですけれども、すべての薬に少しはやはり受け入れない体質の方いらっしゃると思うんですけれども、それより大きなリスクを社会全体で負ってしまうのはやっぱり問題があるのかなと思いますから、そこら辺のきちんとした議論と情報を大西委員が言われるように出していただいて、啓発をしていただきたいと思っています。

それと、前から気になっているのが、やはり活動的な人たちがどんどん感染を広げていくというような部分から、学校とかは閉校するとか、おうちにいなさいというような形で抑制されるにしても、若い人たちですよ、きちんと社会的な問題にアンテナ張ってないような、どんどん動く若い人たちが広がっていくわけですから、そこに対して啓発をどんなふうにしていくということになるのかという部分、どうお考えでしょうか。

○牧野健康危機管理課長 社会全体での対応体制ということにつきましては、今後早急に取り組むべき課題ということで、学校、それから施設等につきましては、まさに学校、施

設の取り組みということで協議していきたいと思っておりますが、今のお話のように、それ以外のいろんな行動ということになりますので、今後体制整備の中で、庁内体制もあわせてですが、県下全体でいろんな関係の機関というたような県全体の体制を早急につくりまして、その中で、効率的な啓発とか情報の伝達の仕方とか、そういうふうなものを考えていきたいというふうに思っております。

○平野みどり委員 エイズ検査に関してもまだなかなか上がらないで、感染率が先進国の中で伸びているというふうな状況ですけれども、このプレパンデミックワクチンに関しても同じ。そして、これは短期間が勝負になってくるので、その部分で若い人たちが、いろんな団体に帰属していない人たちが多いわけですから、そこへの周知をやっていかなければいけないということをしっかり念頭に置いていただきたいと思っております。

○重村栄委員長 ほかにございますか。

○大西一史委員 ごめんなさい。ちょっと長くなっておりますけれども、申しわけない。もう1点。

障害者支援総室にちょっとお尋ねでございます。

第2期熊本県障がい福祉計画ということで策定されるということで、いろいろ利用状況とか、こういったものに関して調査された上で新しい計画を立てられるということでありますが、その利用の実態の中で、実は1つ、きのう私は長嶺にあります熊本県身体障害者福祉センターの方にちょっと行ってまいりまして、点字図書館あたり行ってきたんですけれども、非常に手狭になってますですね。

この辺に関して、利用実態いろいろあると思っておりますけれども、この身体障害者福祉センターの中には、能力開発センターだとか、そ

れから聴覚障害者の情報提供センターとか、いろいろ複合的に入っているわけですが、特に点字図書館あたり、図書の蔵書あたりが非常に多いということもあって、かなり狭い中で皆さん仕事しておられます。その中でいろいろお話聞くと、ちょっとスペースが、ほかにもし利用していないようなスペース、例えば能力開発センターあたりが使っているようなスペースというのが、全然使っていないというわけじゃないんですけども、利用実態としては少しスペースがあるということで、その辺のやはり拡充といいますか、他県の例えば点字図書館あたりとも関係しますけれども、そのぐらいちょっと充実してほしいという話があったんですけれども、その点については、そういうことを検討なさる考えありますか。

○前田障害者支援総室長 能開センターも含めて新たな自立支援法の新体系の施設に移行ということで、現在準備を進めているところでございます。

点字図書館が狭いとかという話については、私、直接聞いてはいないんですが、後日また所管にも聞いて、その点、もし調整できるのであれば調整することも考えております。

○大西一史委員 これはお願いしておきます。特に、非常に意外と——これは行っていたかと一目瞭然です。どこの施設だけをどうしろということじゃなくて、やっぱり実態、運営の状況に合わせてそのスペースを有効に活用するというようお願いしたいと思います。

以上、要望しておきます。

○平野みどり委員 熊本県ひとり親家庭等自立促進計画の策定状況ということですが、ひとり親に対して支援をしていこうということ

で、実態に関しては181万円の収入ですか、一般世帯の3分の1程度の水準ということ、これじゃあ本当に生活できてないと思うんですよね。1人当たりの手当等も今後増額させていけないといけないと思うんですけれども、就労に関しての支援が、これだけの世界的な経済不況の中で、本県の中でも非正規の雇用が切られているという現実の中で、特に女性あたりが、弱い立場の人が率先的に切られていくようなことがないように、県としてもしっかり、この労働行政、国ですけれども、目を光らせていていただきたいなど。

せつかくこういうふうな計画を立てても、客観的な経済状況が厳しいのは十分わかりますが、子供と2人で本当路頭に迷い、そして悲劇的なことにならないとも限りませんので、そういう部分はどんなふう認識して、今後この計画に対して策定、進めていかれるのか、少子化対策課長にお伺いします。

○吉田少子化対策課長 ひとり親家庭等自立促進計画についてでございますが、確かに、ことしの夏実施しました県内の実態調査でも、非常に収入額低くて、ひとり親家庭、経済的にも非常に苦しい状況でございます。

こうしたことから、特に県の方では、県の母子会の方に委託をしまして、母子家庭等就業自立支援センター事業を実施しておりますので、今後とも、ここにおります相談員、相談あっせん員、こうしたものを十分に活用しながら、それからまた、各地域振興局には女性の相談員もおりますので、各地域においては、市町村と連携しながら、ひとり親家庭のいろんな相談事に対応していきたいというふうに考えております。

非常に経済状況厳しくて、いろんなケースを聞きますと、なかなか正規雇用にはつながらないという状況はございますが、国においてもいろんな雇用促進策等もございまして、いろんな手だてを使いながら、総合的に

ひとり親家庭の就業自立支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○平野みどり委員 取り組んでいただきますようお願いいたします。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。ないようでございますので、報告に関する質疑は終了をいたします。

次に、その他で何かございますか。

○城下広作委員 ちょっとお尋ねします。

今国が来年度から妊婦健診の公費負担の拡充ということを考えておりまして、今まで市町村は5回だった公費の負担の分を14回、プラス9回ということに拡充しようとしているんですけれども、国が2分の1、あと残り、市町村が2分の1ということになって、国は2分の1出すけれども、市町村がその2分の1を出せないということで、なかなかこれができないと。来年度にはまた出産一時金も上積みになるということで、少子化対策の一環でずっと頑張ってきている内容で、非常に大事なことだと思います。

それで、熊本市は、先般の議会で、とにかく2分の1を拠出するというふうな決意をされたそうでございます。これでまた各市町村なんか格差が出てくるんじゃないかと思えますけれども、ちょっとこの辺の状況がわかっているということで教えていただきたいと思えます。

○中田健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

19年度から、国の方では、地方交付税の中で市町村に妊婦健診の5回分について交付しているところでございます。熊本県では、20年度から、全市町村で、5回分につきまして妊婦健診の無料化が進んでいるわけでございます。

今回、追加経済対策の中で14回と、あわせて5回分引きますと9回分を、国2分の1と市町村ということで計画しているというふうには聞いております。正確な情報は、今のところちょっと十分に手元に資料持ちませんので、お伝えすることできませんけれども、後ほど先生の方にはお知らせすることよろしいでしょうか。

○城下広作委員 せっかく国がよく半分出したことによって、やったやっただけなんですけれども、結果的には市町村の格差によって、その2分の1が結局出せなければ、これはゼロなんで、運用できないんですよ。そうすると、今市町村はいろいろ厳しいから、結果、妊婦健診といってもできるところは14回、本当に、まあ大体14回かかるらしいんですね、それで無料にできると。だけど、できないところは結果的に5回で終わってしまうということで市町村の格差が出るから、この辺は今議会でいろいろとこれを主張させて頑張っているんですけども、なかなかそういうところに全く関心がないところは、もう2分の1が出せないから全然最初から取り合わないというようなところが。これはどうしても、県全体で少子化対策を頑張っているわけですから、この辺のことは、県が全然出さなくていいもんだから余り無とんちゃくになるんじゃないなくて、県下の少子化対策という意味でも、しっかり市町村、歩調合わせるみたいな、極力努力するような話をぜひやっていただきたいというふうに要望をしておきたいと思いません。

○重村栄委員長 ほかにございますか。

○平野みどり委員 昨年、慈愛園の中の職員同士のセクハラの問題とか、職員から入所している児童へのセクハラの問題とか報道がされて、その後、内部でもいろんな調査がされ

たり、行政が入って調査をされたり、弁護士さんなどが調査委員会等も立ち上げて是正に対して取り組みが進んでいたと思っていたんですけれども、先般、12月11日に、毎日新聞の記事に出ましたよ。本当に驚いているところなんですけれども、児童が中央児童相談所に駆け込むなんていう、こういうことがあっていいんだろうかと思うぐらいちょっと驚きましたけれども、この昨年から今に至るまでの状況について、わかる範囲で御報告いただけたらと思います。

○吉田少子化対策課長 慈愛園につきましては、一昨年からいろいろな形で、例えば、職員同士のセクハラ、あるいは子供へのセクハラ、あるいは労働関係の問題等で関係機関の調査等もございまして、最終的には、法人内部で外部の弁護士さん等も入れた調査委員会を設置されまして、事実の調査、それから今後に向けたいろんな子供からの相談窓口、職員からの苦情の申し立て窓口ということで、一応の決着をしておったところでございます。

そうしたことで私たちも理解しておりましたが、ちょうどまたこの夏以降から、特に関係の方々から子供に対する暴力的な行為を含めて申し立てがあっておりまして、先般新聞の方で報道されたようなことでございます。

そうした状況を受けまして、県の方でも、施設からいろんな聞き取り調査、児童相談所と連携しながら事実関係の確認をまいりましたが、さらに今回の報道を受けまして、早速法人の方の理事長等から事情聴取をいたしまして、さらに、後日また徹底して調査をしていただくというようなことでお願いをしているところでございます。

ただ、今聞いております範囲では、新聞にありますような報道の形そのままの状況があったというふうには、なおかつ緊急的に子供の人権にかかわるようなことがあったという

ことで県が至急対応しなければならないというふうな感触は得ておりませんで、そうした点も踏まえて法人の方に調査をお願いしておるところでございます。

○平野みどり委員 児童養護施設だけではなく、社会福祉法人は同族で運営されている場合が多くて、なかなか自浄作用が働かない、外部の目が届かないという現実はまだ皆さんが重々御存じのとおりです。そして、なおかつ、児童虐待を受けた子供が、一時保護から、そして養護施設というケースがもう近年ふえてきていますよね。だから、養護施設の中での職員の皆さんたちも、本当に以前とは違う難しさ、対応の仕方、難しさがあるというのは私も重々わかるんですけれども、それに追いつかないぐらい施設の職員の皆さんたちのスキルアップ、レベルアップというか、認識の向上というのが図られてないのではないかな、それは同族によるなれ合いの部分がないのではないかなと思うんですね。そしてやはり、よそさまの子供を預かっているわけですから、外からの目がしっかり届くような仕組みを、ここに限らずつくっていただけないかなという切なる思いです。

虐待からやっとなんて逃れてきて、安心して生活しなければいけない場がこうであってはいけないんじゃないでしょうか。中央児童相談所に、どういう形であれ、事実が若干違うんであれ、駆け込むというようなこと、それと、こういったことをきちんと内部で声を上げていこうという人たちの声を摘んでしまっている状況があるのではないかなと思うんですね。

労働環境という意味もそうですし、子供への処遇、施設の運営、会計も含めてですけれども、徹底的に今回こういう問題が起こらないように調査をしていただきたいなど。そうじゃないと行政に対する信頼が揺らいでしまふ、どうせ言ったって動いてもらえぬという

ことじゃいけないと思うんですね。

これは少子化対策課だけじゃなくて、いろんなところとも連携して、労働の方もだと思えますけれども、連携してこの施設内の正常化に努めていただけたらというふうに思います。

要望です。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

ないようでございますので、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情等が4件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付いたしております。御一読ください。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時54分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長